

## 大学通信教育基礎資料集

### 目 次

○ 学生数、卒業者数等の推移	1
・ 学生数の推移（昭和30年度～平成23年度）	1
・ 卒業者数の推移（昭和26年度～平成22年度）	4
・ 年齢別学生数の推移（正規の課程、昭和54年度～平成23年度）	7
・ 職業別在籍者数の推移 （正規の課程、昭和43年度～平成23年度）	10
○ 通信教育を実施している大学一覧、入学定員	13
○ 大学通信教育実施校数と設置年度	19
○ 通信制と通学制における授業の方法の比較	22
○ 大学通信教育設置基準改正経緯	23
○ メディアを利用した授業の位置づけの変遷	26
○ インターネット等のみを用いて授業を行う大学の設置における 校舎等施設に係る要件の弾力化（特区832）概要	28
○ 構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る 評価・調査委員会の評価意見等に係る今後の政府の対応方針（抜粋）	30
○ 大学通信教育に関する答申等	31
・ 大学審議会マルチメディア教育部会における審議の概要 （平成9年9月30日、大学審議会）	31
・ 大学審議会大学院部会における審議の概要 （平成9年9月30日、大学審議会大学院部会）	42
・ 「遠隔授業」の大学設置基準における取扱い等について （平成9年12月18日、大学審議会答申）	52
・ 通信制の大学院について （平成9年12月18日、大学審議会答申）	65
・ 大学設置基準等の改正について （平成11年9月6日、大学審議会答申）	75
・ グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について （平成12年11月22日、大学審議会答申）	82
・ 大学設置基準等の改正について （平成12年11月22日、大学審議会答申）	109

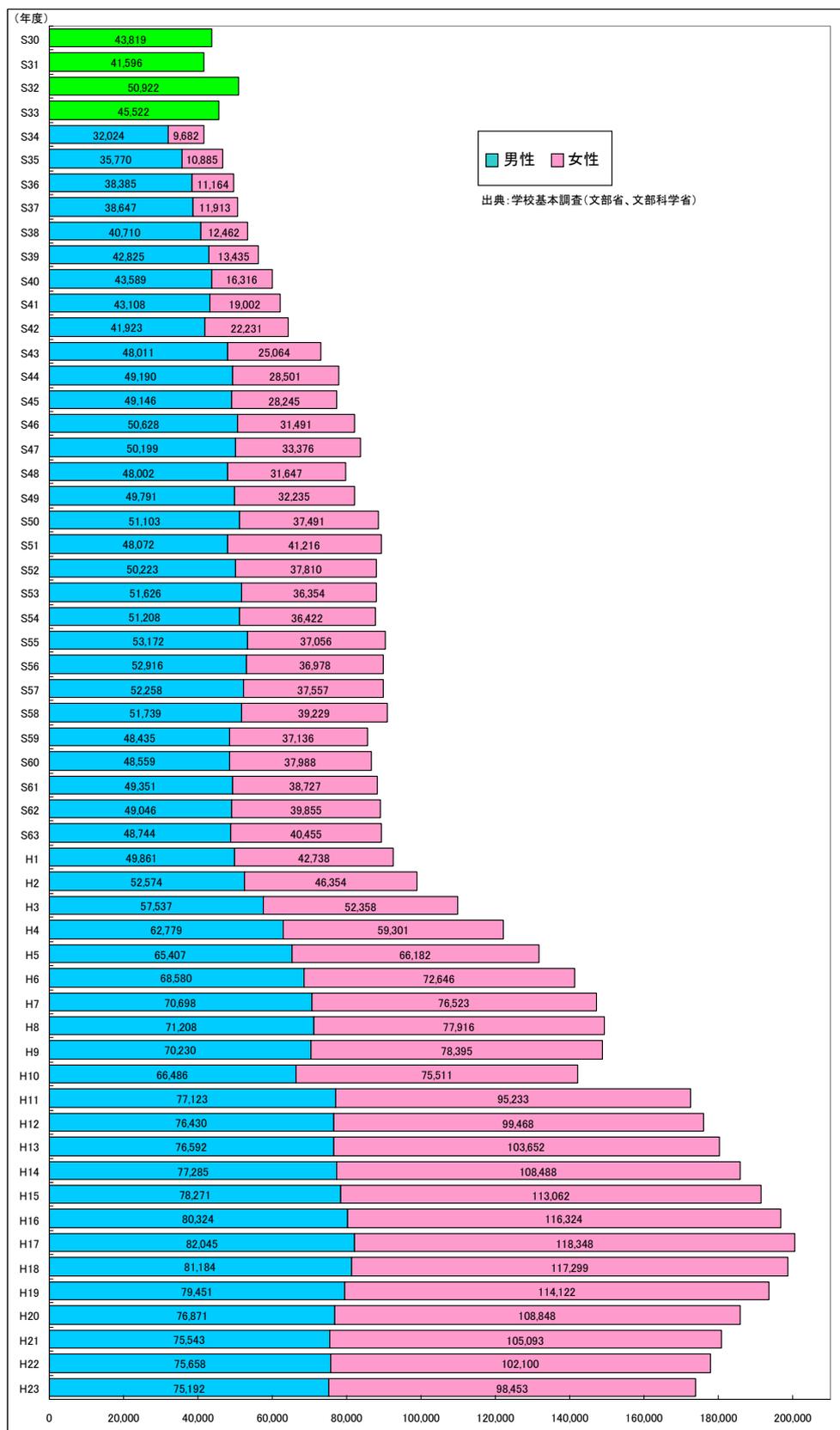
・ 大学等における社会人受け入れの推進方策について （平成14年2月21日、中央教育審議会答申）抜粋	112
・ 法科大学院の設置基準等について （平成14年8月5日、中央教育審議会答申）抜粋	117
・ 我が国の高等教育の将来像 （平成17年1月28日、中央教育審議会答申）抜粋	118
・ 新時代の大学院教育 （平成17年9月5日、中央教育審議会答申）抜粋	119
・ 中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告 （平成21年6月15日、中央教育審議会大学分科会）抜粋	121
・ 中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告 （平成21年8月26日、中央教育審議会大学分科会）抜粋	121
・ 中長期的な大学教育の在り方に関する第四次報告 （平成22年6月29日、中央教育審議会大学分科会）抜粋	122
○ 大学通信教育関係法令、通知等	123
【関係法令】	
・ 大学設置基準（昭和31年10月22日文部省令第28号）	123
・ 大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、 大学が履修させることができる授業について定める件 （平成13年3月30日文部科学省告示第51号）	144
・ 大学通信教育設置基準 （昭和56年10月29日文部省令第33号）	145
・ 大学通信教育設置基準第7条の規定により、 通信教育を行う大学が単位を与えることのできる学修を定める件 （平成3年6月5日文部省告示第70号）	149
・ 短期大学通信教育設置基準 （昭和57年3月23日文部省令第3号）	150
・ 短期大学通信教育設置基準第7条の規定により、 通信教育を行う大学が単位を与えることのできる学修を定める件 （平成3年6月5日文部省告示第71号）	154
・ 大学院設置基準（昭和49年6月20日文部省令第28号）	155

## 【通知】

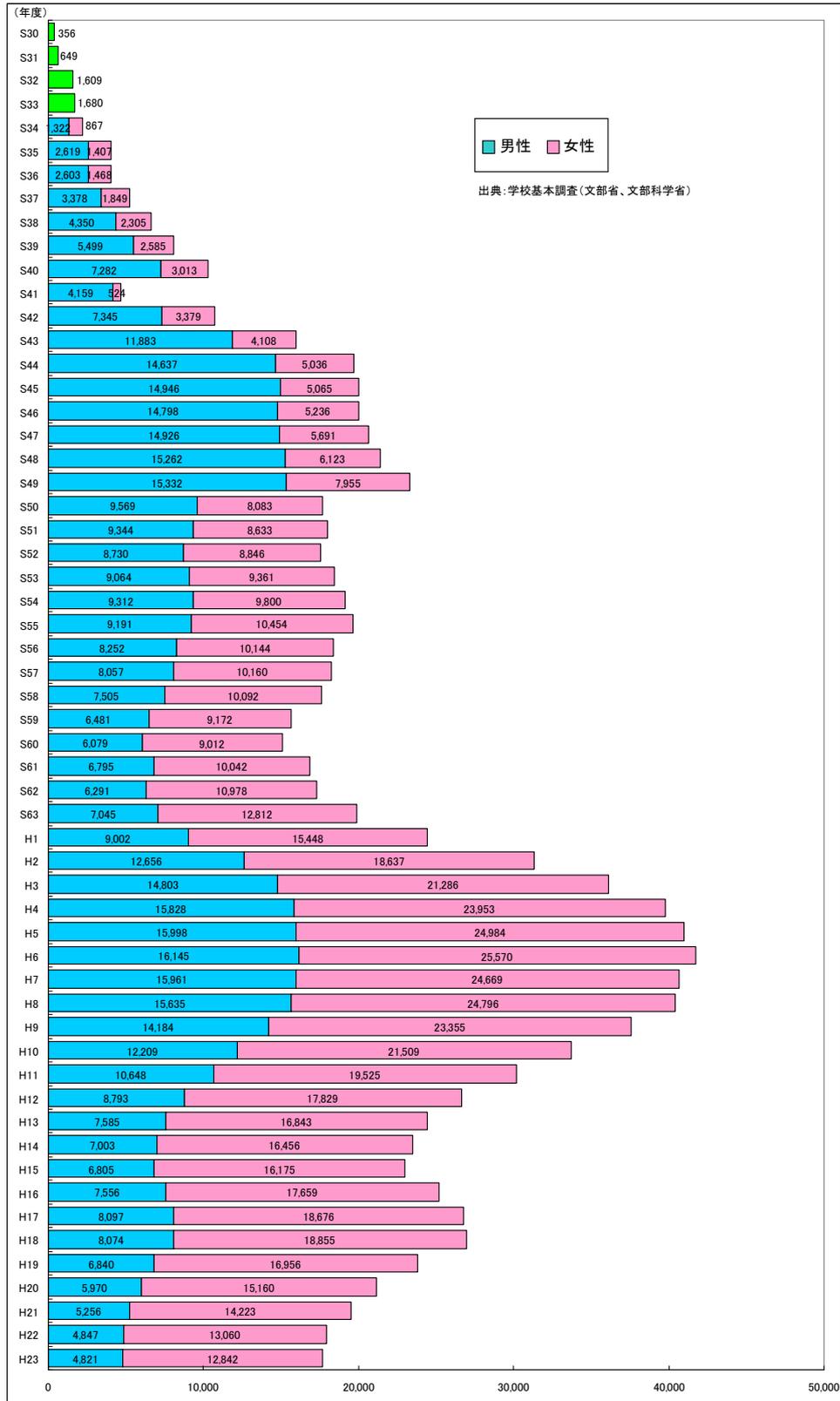
- ・ 大学通信教育設置基準の制定等について  
（昭和56年10月29日文大大225号）・・・・・・・・・・167
- ・ 短期大学通信教育設置基準の制定等について  
（昭和57年3月23日文大技109号）・・・・・・・・・・173
- ・ 大学通信教育設置基準の一部を改正する省令の施行について  
（昭和59年10月31日文高大276号）・・・・・・・・・・179
- ・ 短期大学通信教育設置基準の一部を改正する省令の施行について  
（昭和59年10月31日文高技第275号）・・・・・・・・・・181
- ・ 大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について（抜粋）  
（平成3年6月24日文高大第184号）・・・・・・・・・・183
- ・ 短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について（抜粋）  
（平成3年7月1日文高専第180号）・・・・・・・・・・186
- ・ 大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について（抜粋）  
（平成10年3月31日文高大第306号）・・・・・・・・・・188
- ・ 短期大学設置基準等の一部を改正する省令の施行等について（抜粋）  
（平成10年3月31日文高専309号）・・・・・・・・・・193
- ・ 学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について（抜粋）  
（平成11年9月14日文高大第226号）・・・・・・・・・・196
- ・ 短期大学設置基準の一部を改正する省令等の施行について（抜粋）  
（平成11年9月24日文高専第309号）・・・・・・・・・・198
- ・ 大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について（抜粋）  
（平成13年3月30日文科高第346号）・・・・・・・・・・200



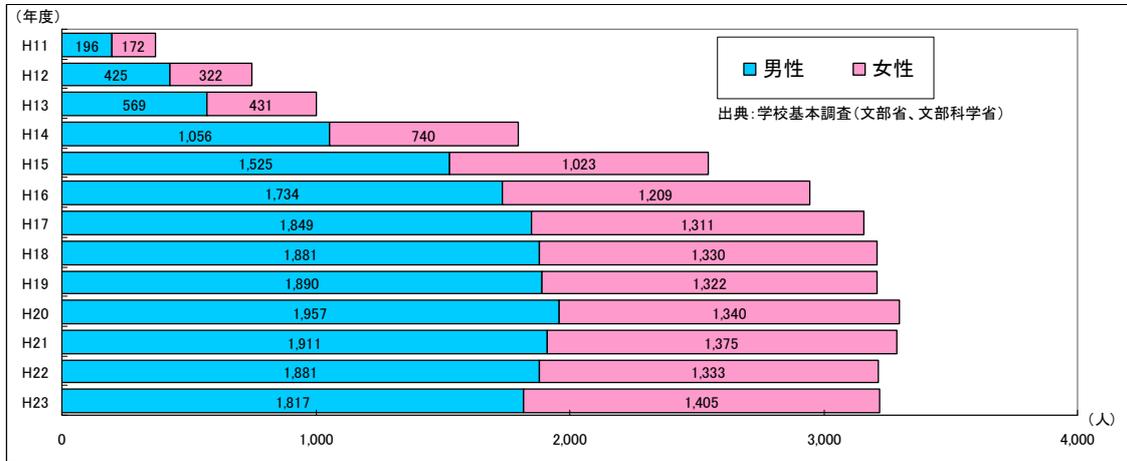
## 大学通信教育学生数の推移（学部）



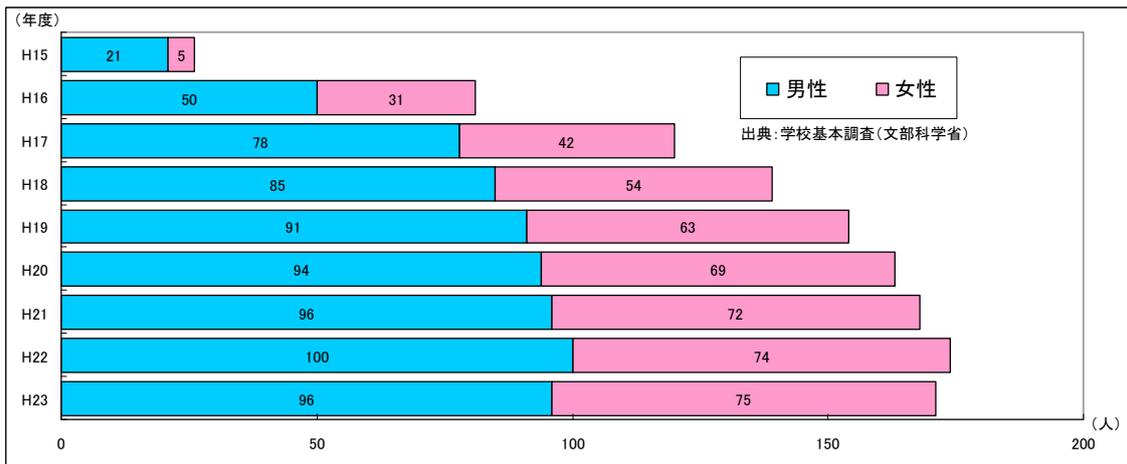
## 大学通信教育学生数の推移（短期大学）



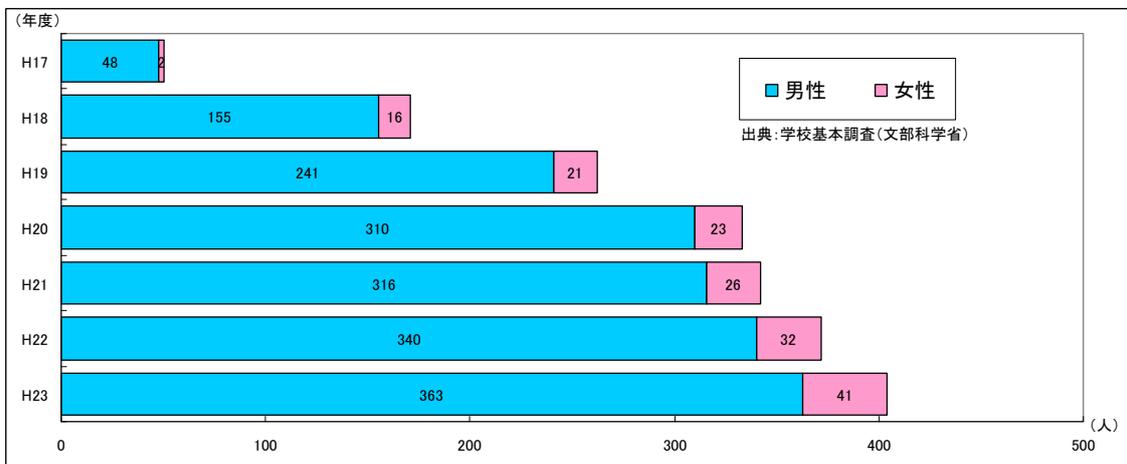
### 大学通信教育学生数の推移（大学院・修士）



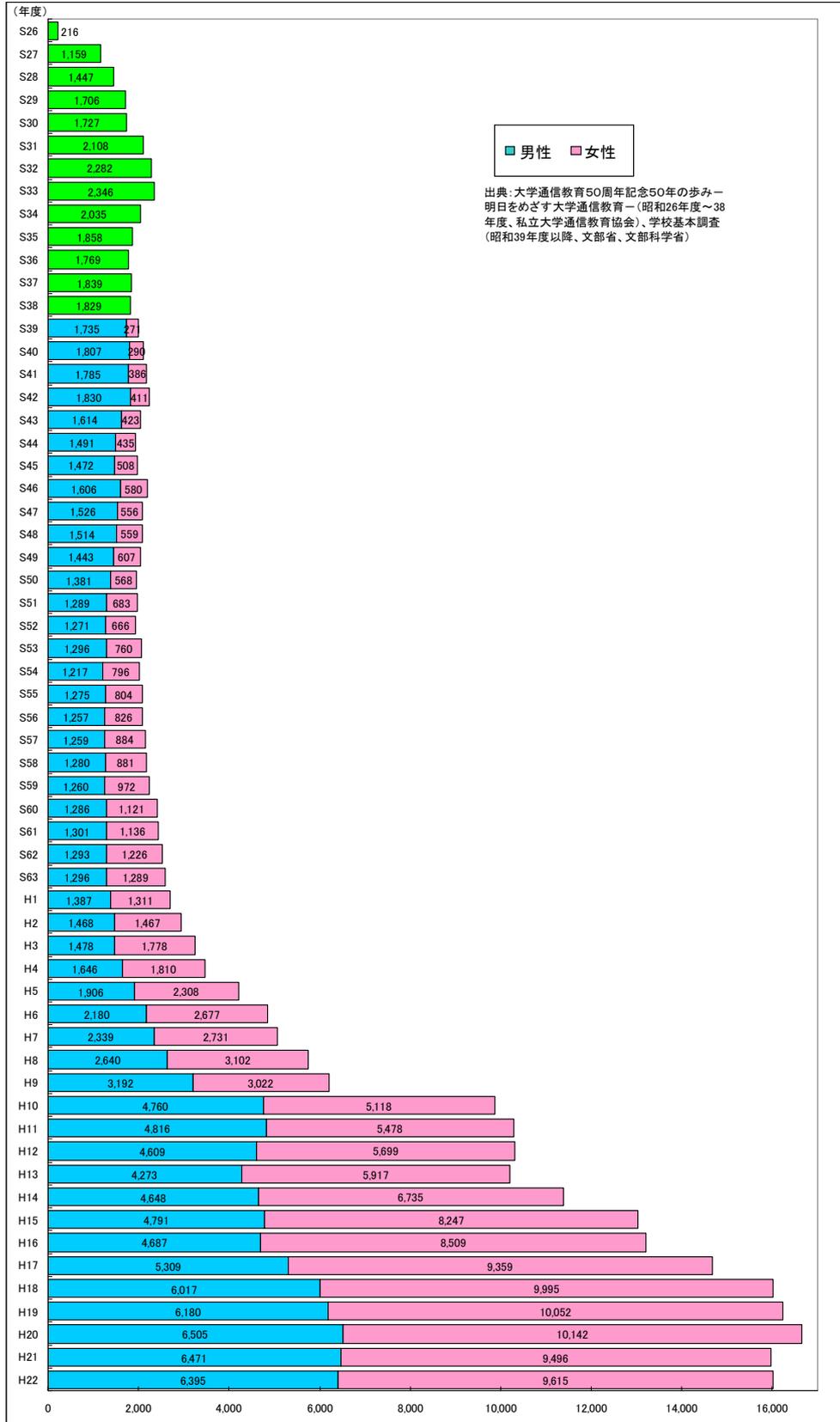
### 大学通信教育学生数の推移（大学院・博士）



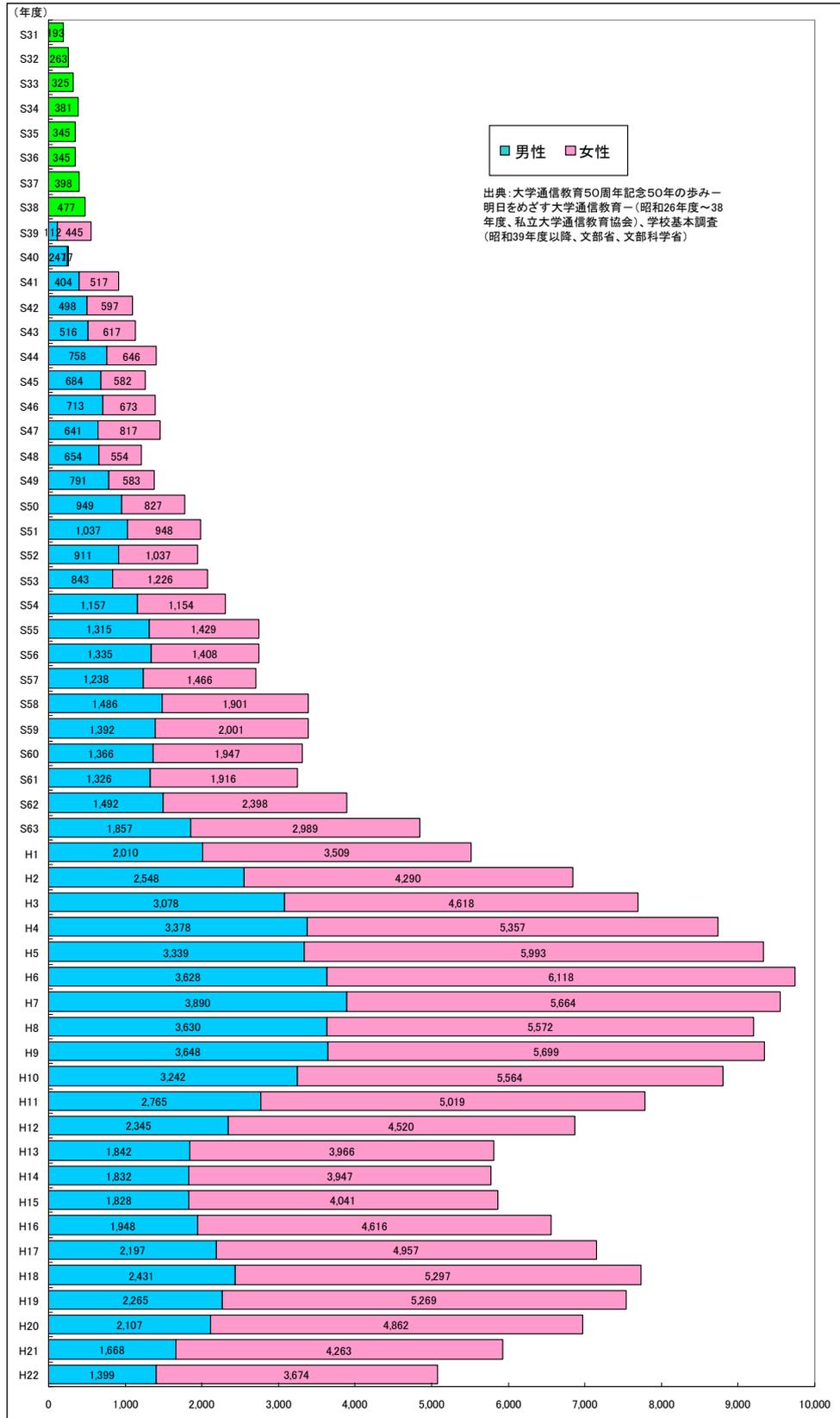
### 大学通信教育学生数の推移（大学院・専門職）



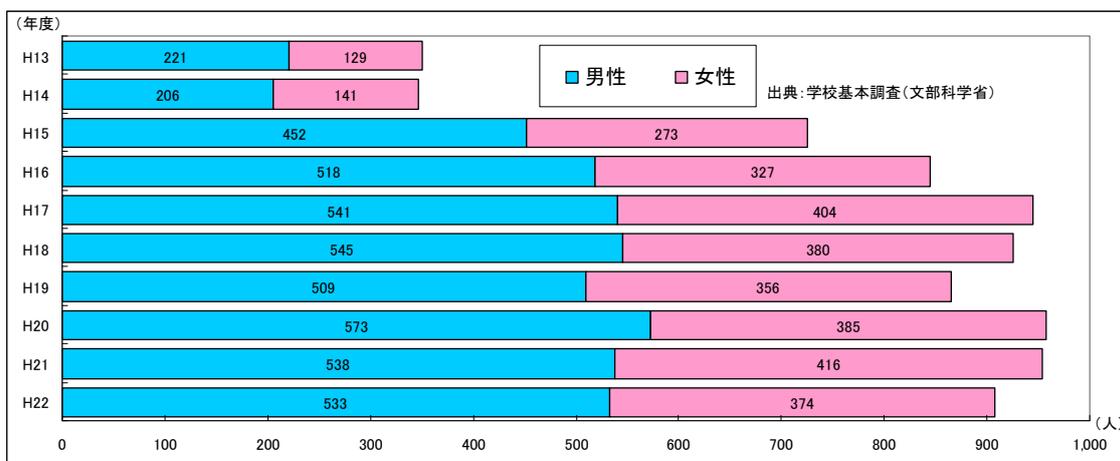
## 大学通信教育卒業生数の推移（学部）



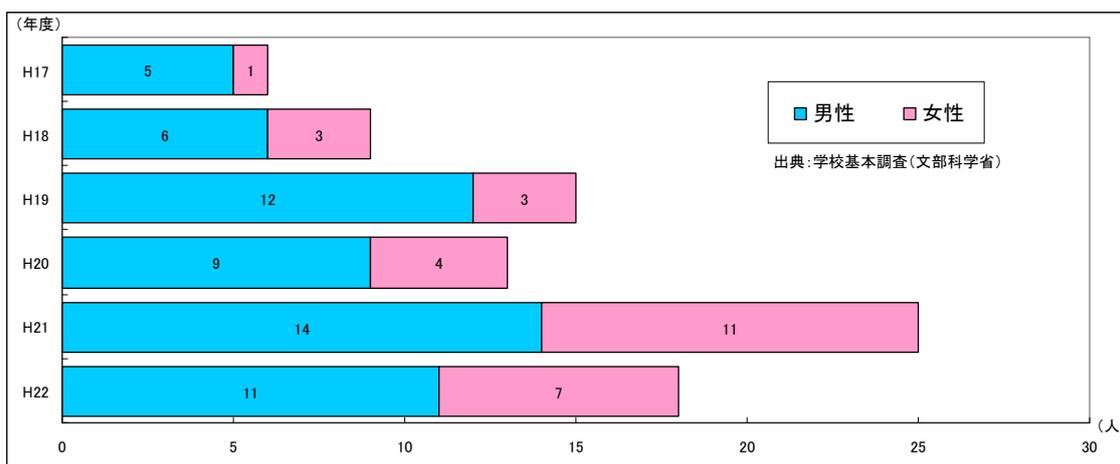
## 大学通信教育卒業生数の推移（短期大学）



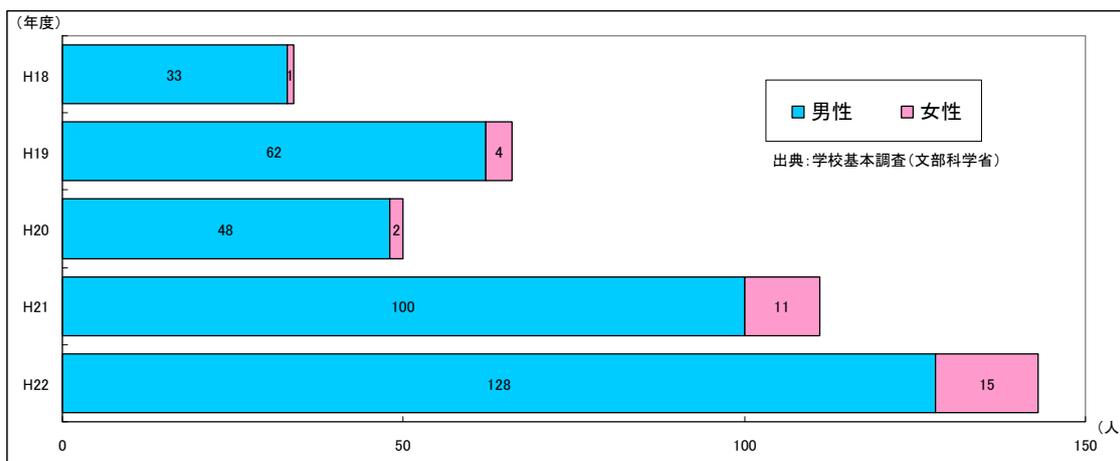
### 大学通信教育卒業者数の推移（大学院・修士）



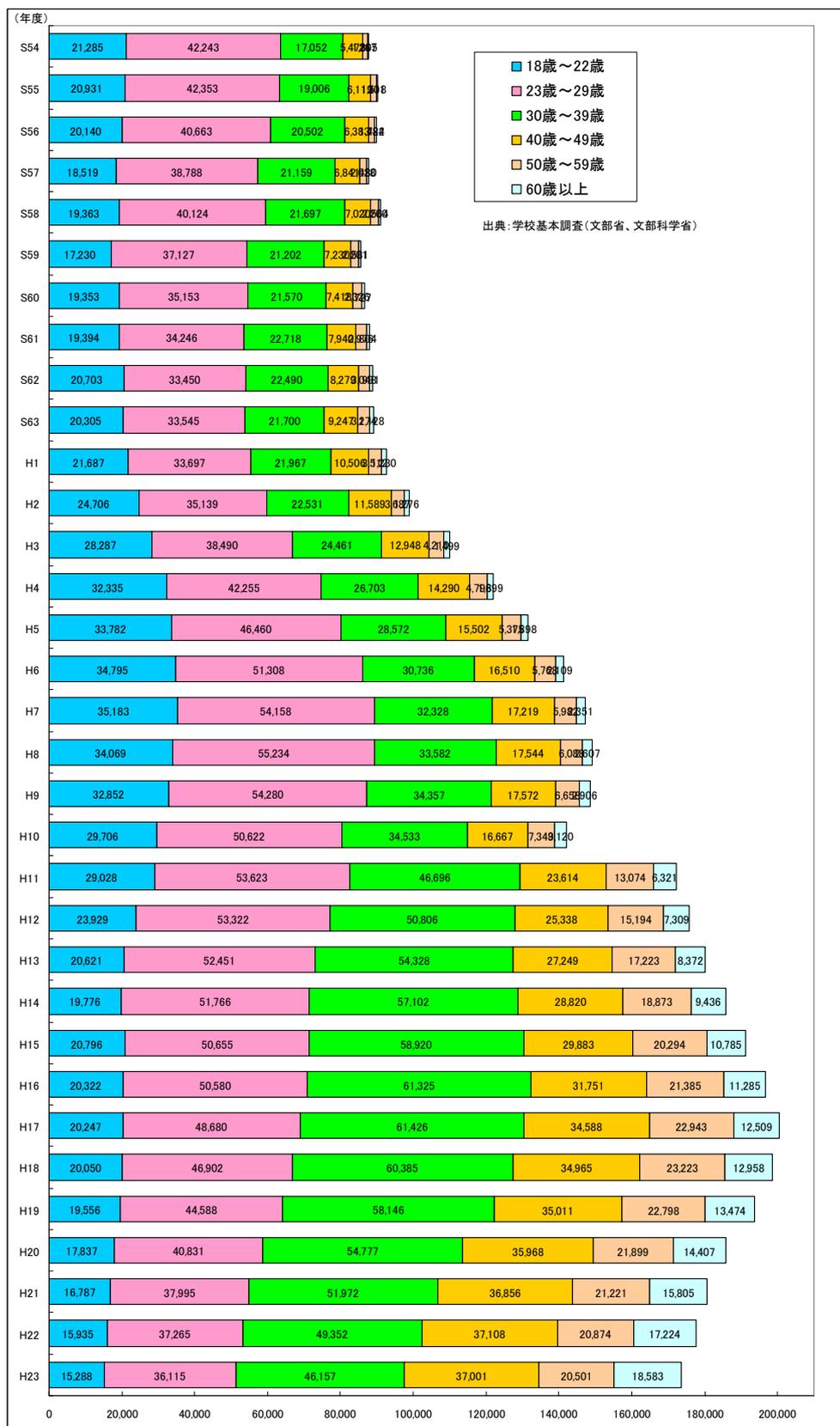
### 大学通信教育卒業者数の推移（大学院・博士）



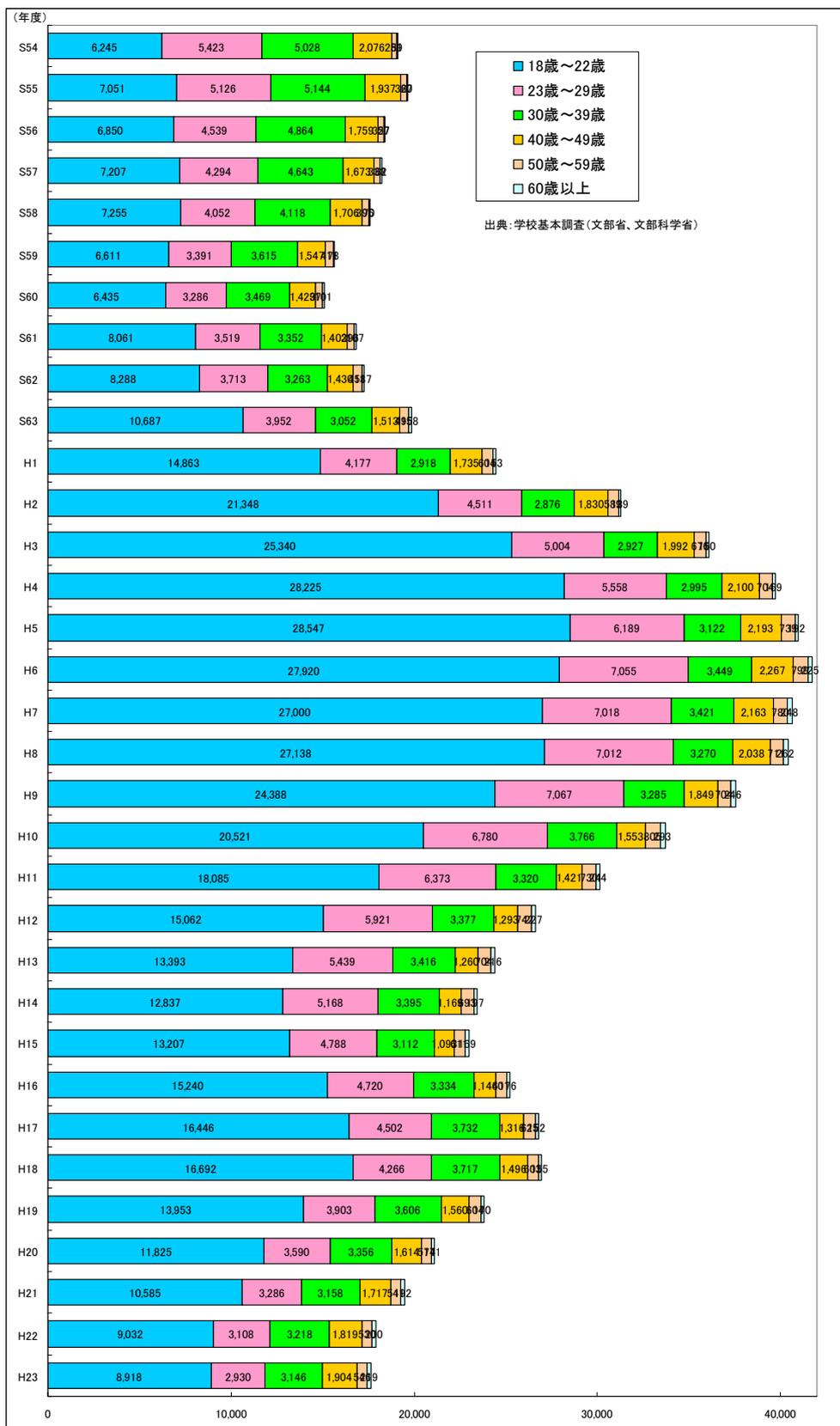
### 大学通信教育卒業者数の推移（大学院・専門職）



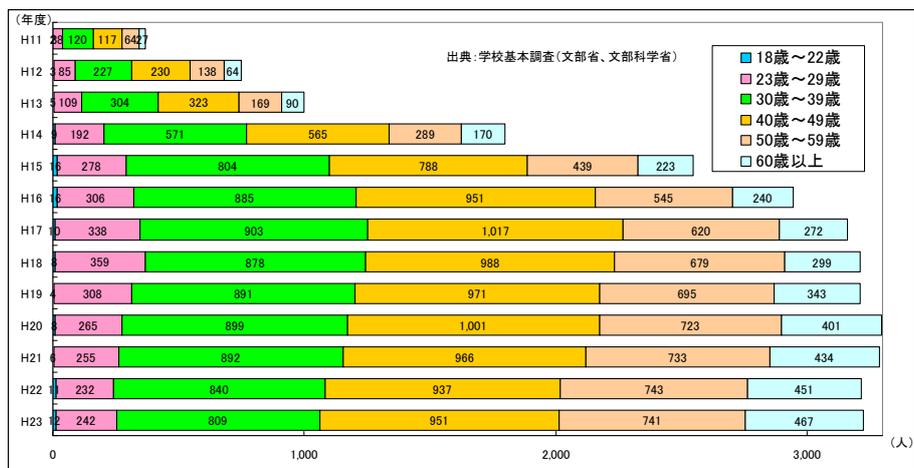
## 大学通信教育年齢別学生数の推移（正規の課程、学部）



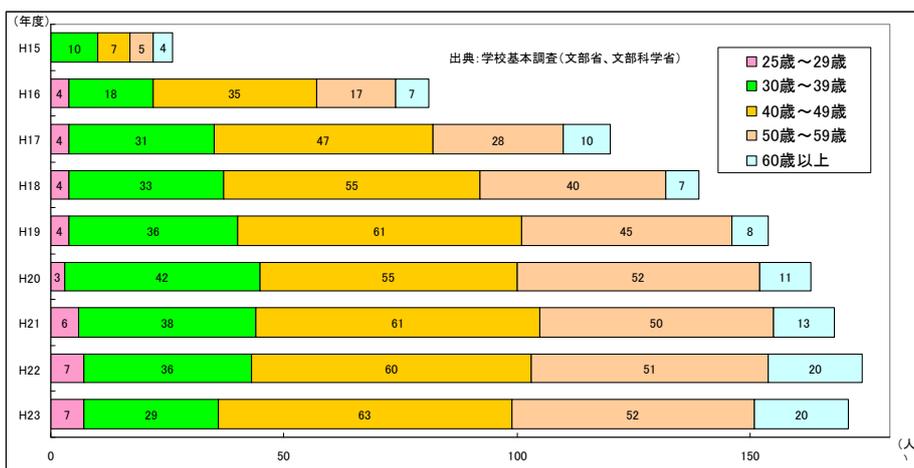
## 大学通信教育年齢別学生数の推移（正規の課程、短期大学）



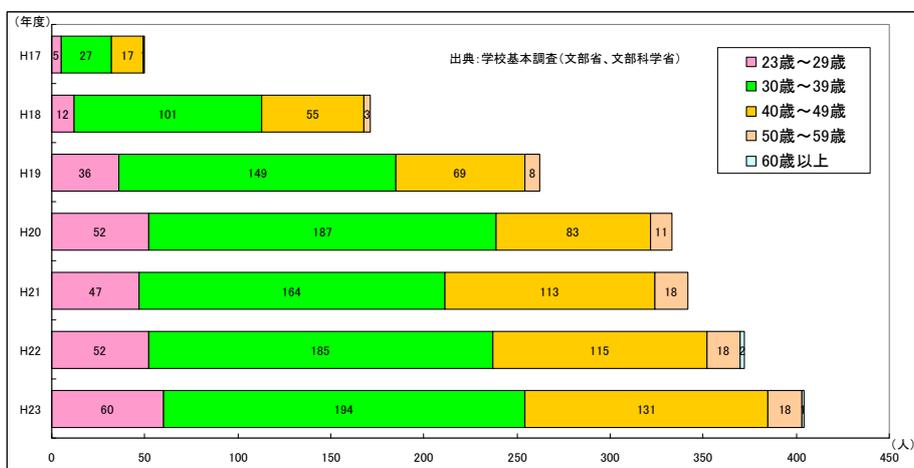
### 大学通信教育年齢別学生数の推移（正規の課程、大学院・修士）



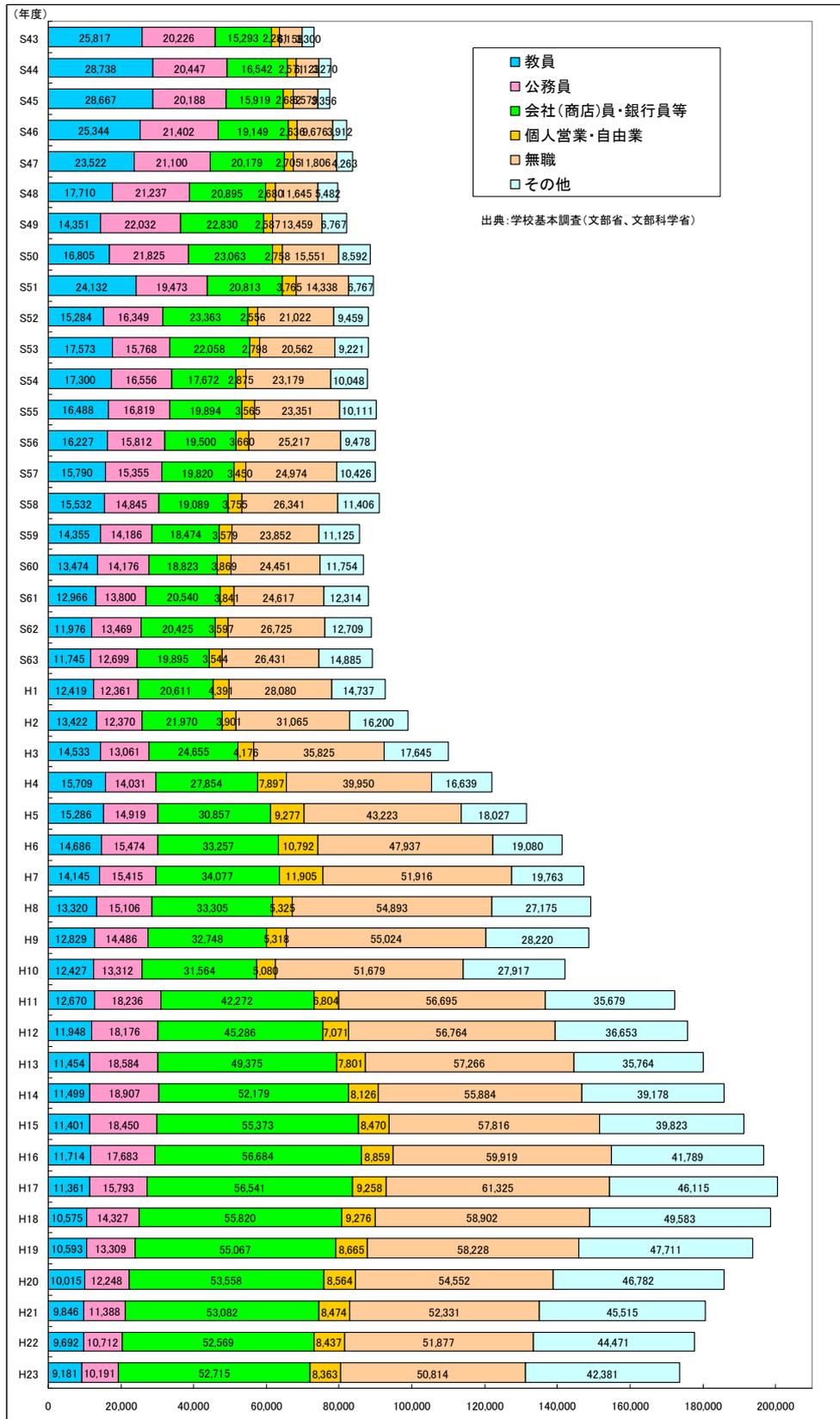
### 大学通信教育年齢別学生数の推移（正規の課程、大学院・博士）



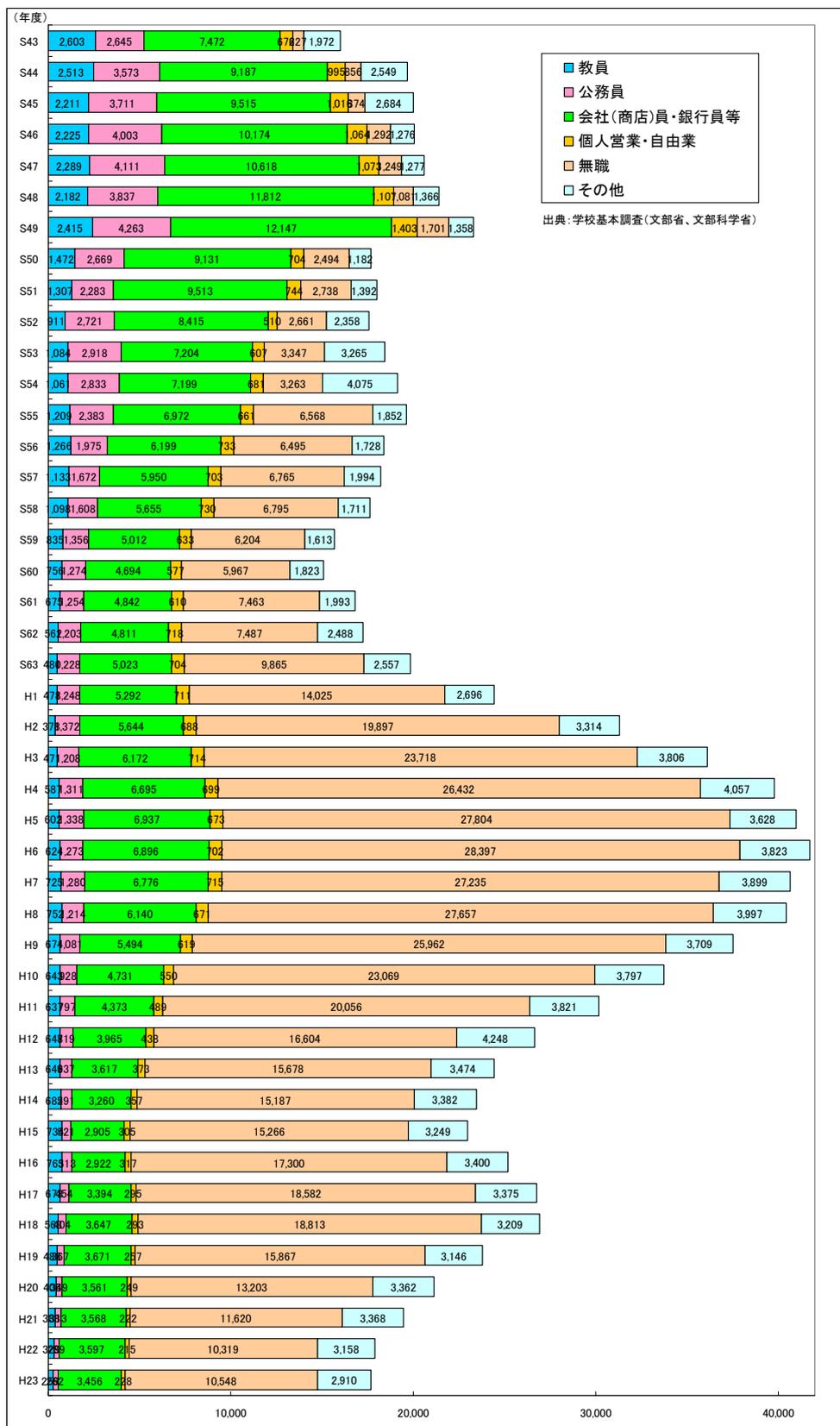
### 大学通信教育年齢別学生数の推移（正規の課程、大学院・専門職）



## 大学通信教育職業別学生数の推移（正規の課程、学部）



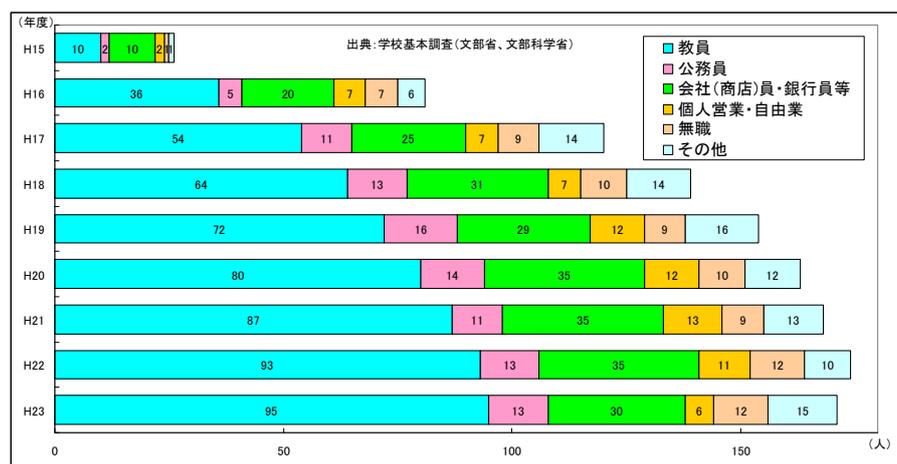
## 大学通信教育職業別学生数の推移（正規の課程、短期大学）



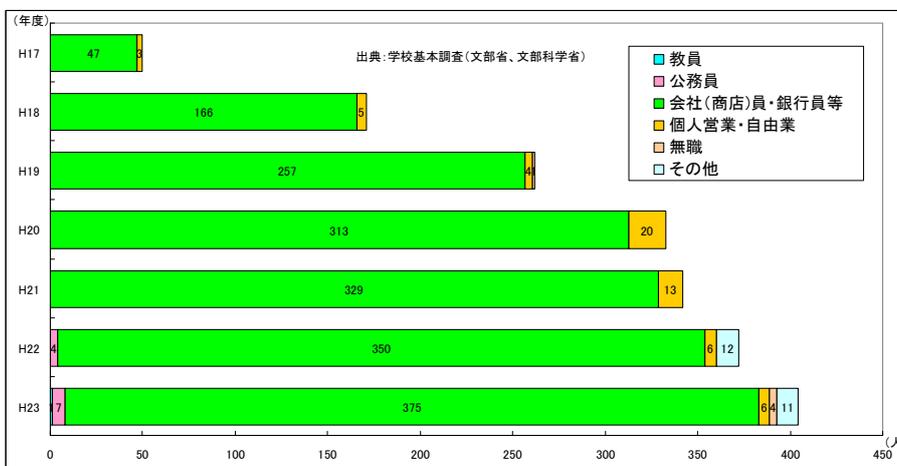
### 大学通信教育職業別学生数の推移（正規の課程、大学院・修士）



### 大学通信教育職業別学生数の推移（正規の課程、大学院・博士）



### 大学通信教育職業別学生数の推移（正規の課程、大学院・専門職）



## 通信教育を実施している大学一覧

(1)学部(44大学) ※募集停止の大学を除く

平成24年4月1日現在

所在地	大 学	学 部	学 科	入学定員	編入学定員			備 考
					2年次	3年次	4年次	
北海道	星槎大学	共生科学部	共生科学科	770	5	30	5	H15.11.27 星槎大学(通信教育課程)設置
北海道	北海道情報大学	経営情報学部	経営ネットワーク学科 システム情報学科	400 800				H5.12.21 通信教育部設置 H15.4.1 学科名改称
宮城県	東北福祉大学	総合福祉学部	社会福祉学科 福祉心理学科	600 200				H13.12.20 通信教育部設置 H18.4.1 総合福祉学部社会教育学科学生募集停止
茨城県	日本ウェルネススポーツ大学	スポーツプロモーション学部	スポーツプロモーション学科	220		60		H24.4.1 通信教育課程設置
栃木県	帝京大学	理工学部	情報科学科	200				H18.11.30 通信教育課程設置
群馬県	東京福祉大学	社会福祉学部 教育学部 心理学部	社会福祉学科 社会福祉専攻 保育児童学科 教育学科 心理学科	520 500 480 400	5 110 20 5	300 80 990 350	10 20 20 10	H11.12.22 通信教育部設置 H16.11.30 保育児童学科設置 H18.11.30 教育学部設置 H20.12.3 心理学部設置 H21.4.1 社会福祉学部社会福祉学科福祉心理専攻学生募集停止
埼玉県	淑徳大学	国際コミュニケーション学部	人間環境学科 人間環境専攻 こども教育専攻	200 150		1,100 200		H20.12.24 通信教育部設置
埼玉県	人間総合科学大学	人間科学部	人間科学科	1,000				H11.12.22 人間総合科学大学(通信教育課程)設置
千葉県	聖徳大学	児童学部 心理・福祉学部 人文学部	児童学科 心理学科 社会福祉学科 英米文化学科 日本文化学科	400 100 200 100 100		50 150 50 20 20		H12.12.21 通信教育部設置 H17.4.1 社会福祉学科設置 H18.4.1 心理学科設置 H20.4.1 人文学部児童学科学科学生募集停止 H20.4.1 児童学部児童学科設置
東京都	慶應義塾大学	文学部 経済学部 法学部	第1類(哲学を主) 第2類(史学を主) 第3類(文学を主) - 甲類(法律学を主) 乙類(政治学を主)	3,000 4,000 2,000				S25.3.14 通信教育部設置
東京都	創価大学	経済学部 法学部 教育学部	経済学科 法律学科 教育学科 児童教育学科	2,000 2,000 300 700				S51.2.10 通信教育部設置 S57.1.16 教育学部設置
東京都	玉川大学	教育学部	教育学科	1,500				S25.3.14 通信教育部設置 H13.12.20 教育学部教育学科設置 H14.4.1 文学部教育学科学生募集停止
東京都	中央大学	法学部	-	3,000				S25.3.14 通信教育部設置
東京都	帝京平成大学	現代ライフ学部	経営マネージメント学科	220	20	30		H10.12.22 通信課程設置 H17.4.1 学部学科名改称
東京都	東京未来大学	こども心理学部	こども心理学科	150		150		H18.11.30 通信教育課程設置
東京都	東洋大学	文学部 法学部	日本文学文化学科 法律学科	1,000 1,000				S39.1.25 通信教育部設置 S40.12.27 法学部設置 H13.4.1 文学部学科名改称
東京都	日本大学	法学部 文理学部 経済学部 商学部	法律学科 政治経済学科 文学専攻 哲学専攻 史学専攻 経済学科 商業学科	3,000 3,000 1,500 1,500				S25.3.14 通信教育部設置
東京都	日本女子大学	家政学部	児童学科 食物学科 生活芸術学科	3,000				S25.3.14 通信教育部設置
東京都	法政大学	法学部 文学部 経済学部	法律学科 日本文学科 史学科 地理学科 経済学科 商業学科	3,000 3,000 3,000				S25.3.14 通信教育部設置 S30.1.20 文学部地理学科設置
東京都	武蔵野大学	人間科学部	人間科学科	400		1,200		H13.12.20 通信教育部設置 H15.4.1 大学名改称

所在地	大 学	学 部	学 科	入学定員	編入学定員			備 考	
					2年次	3年次	4年次		
東京都	武蔵野美術大学	造形学部	油絵学科	200	20	60	H13.12.20	通信教育課程設置	
			工芸工業デザイン学科	150	15	45			
			芸術文化学科	100	10	30			
			デザイン情報学科	150	15	45			
東京都	明星大学	教育学部	教育学科	2,000			S42.3.25	通信教育部設置	
							H22.4.1	学部学科名改称	
埼玉県	早稲田大学	人間科学部	人間環境科学科	200			H14.12.19	通信教育課程設置	
			健康福祉科学科	200					
			人間情報科学科	200					
東京都	産業能率大学	情報マネジメント学部	現代マネジメント学科	500		1,000	H6.12.21	通信教育部設置	
							H18.4.1	大学名改称	
							H19.4.1	学部学科名改称	
神奈川県	八洲学園大学	生涯学習学部	生涯学習学科	800		400	H15.11.27	八洲学園大学(通信教育課程)設置	
							H21.4.1	家庭教育課程、人間開発教育課程学生募集停止	
岐阜県	中部学院大学	人間福祉学部	人間福祉学科	300		100	H14.12.19	通信教育部設置	
愛知県	愛知産業大学	造形学部	デザイン学科	100		100	H7.12.22	通信教育部設置	
			建築学科	100		200	H16.4.1	学科名改称	
							H18.4.1	建築学科設置	
愛知県	日本福祉大学	福祉経営学部	医療・福祉マネジメント学科	1,000			H12.12.21	通信教育部設置	
							H14.7.30	福祉経営学部設置	
							H15.4.1	経済学部経営開発学科学学生募集停止	
							H19.9.30	経営学部経営開発学科廃止	
京都府	京都造形芸術大学	芸術学部	芸術学科	310			H9.12.19	通信教育部設置	
		美術科	510						
		デザイン科	530						
京都府	京都橘大学	健康科学部	心理学科	180		180	H24.4.1	通信教育課程設置	
京都府	佛教大学	仏教学部	仏教学科	300			S28.3.23	通信教育部設置	
			文学部	日本文学科	300			S40.1.25	文学部設置(仏教学部改組)
				中国学科	150			S40.12.27	文学部史学科設置
		英米学科		300			S42.1.23	社会学部設置	
		歴史学部		歴史学科	150			S42.4.1	文学部社会福祉学科学学生募集停止
			歴史文化学科	300					
		教育学部	教育学科	1,000			S42.12.28	文学部教育学科設置	
		社会学部	現代社会学科	500			S56.1.16	文学部英文学科設置	
			公共政策学科	500			H2.12.21	文学部中国文学科設置	
			社会福祉学部	社会福祉学科	1,200			H6.12.21	社会学部応用社会学科設置
								H7.12.22	教育学部教育学科設置
								H8.4.1	文学部教育学科学学生募集停止
								H13.4.1	文学部学科名改称
								H16.4.1	文学部人文学科、社会学部現代社会学科、公共政策学科、社会福祉学部設置
								H16.4.1	文学部学科名改称
						H16.4.1	文学部仏教学科、史学科、日本語日本文学科、社会学部社会学科、応用社会学科、社会福祉学科学学生募集停止		
						H21.3.31	文学部教育学科廃止		
						H22.4.1	仏教学部仏教学科、文学部日本文学科、歴史学部歴史学科、歴史文化設置		
						H22.4.1	文学部人文学科学生募集停止		
大阪府	大阪学院大学	流通科学部	流通科学科	1,000			S45.1.21	通信教育部設置	
							H13.4.1	学部学科名改称	
大阪府	大阪芸術大学	芸術学部	美術学科	150		20	H12.12.21	通信教育部設置	
			デザイン学科	100		20	H17.4.1	学科名改称	
			建築学科	200		20	H22.4.1	初等芸術教育学科設置	
			文芸学科	150		10	H24.4.1	放送学科、工芸学科、映像学科、環境デザイン学科学学生募集停止	
			音楽学科	200		40			
			写真学科	100		20			
			初等芸術教育学科	100		30			
大阪府	近畿大学	法学部	法律学科	2,000			S34.12.20	通信教育部設置	
兵庫県	大手前大学	現代社会学部	現代社会学科	500		500	H21.10.30	通信教育課程設置	

所在地	大 学	学 部	学 科	入学定員	編入学定員			備 考
					2年次	3年次	4年次	
兵庫県	近大姫路大学	教育学部	こども未来学科	1,000		300		H19.12.3 通信教育課程設置
兵庫県	神戸親和女子大学	発達教育学部	児童教育学科 福祉臨床学科	200 100		400 200		H18.1.31 通信教育部設置
奈良県	奈良大学	文学部	文化財歴史学科	300		200		H16.11.30 通信教育部設置
岡山県	環太平洋大学	次世代教育学部	学級経営学科初等教育専攻 中等教育英語専攻	240 60		320 80		H18.11.30 通信教育課程設置
岡山県	吉備国際大学	心理学部	子ども発達教育学科	50	30	30		H24.4.1 通信教育課程設置
宮崎県	九州保健福祉大学	社会福祉学部	臨床福祉学科	500	30	150	10	H13.12.20 通信教育部設置
東京都	ビジネス・ブレークスルー大学	経営学部	グローバル経営学科 ITソリューション学科	200 100		30 30		H21.12.24 ビジネス・ブレークスルー大 学(通信教育課程)設置
福岡県	サイバー大学	IT総合学部	IT総合学科	600		50		H18.11.30 サイバー大学(通信教育課 程)設置 H22.10.1 世界遺産学部学生募集停止
千葉県	放送大学	教養学部	教養学科 生活と福祉(コース) 心理と教育(コース) 社会と産業(コース) 人間と文化(コース) 自然と環境(コース)	15,000				S56.7.1 放送大学学園設立 S58.4.1 放送大学設置 (S60.4.1 学生受け入れ) (H10.1.21 衛星放送(CSデジタル放送) による全国放送開始) H21.4.1 コース改組

44

63

106

既設の入学定員総数(正規課程のみ、編入学定員を除く。) ⇒ 84,690人

編入学定員総数 ⇒ 285人 9,390人 75人



所在地	大 学 院	研 究 科	専 攻	入学定員			備 考	
				修士	博士	専門職		
岡山県	吉備国際大学大学院	社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	10	3		H13.12.20 社会福祉学研究科(通信教育)設置	
		心理学研究科	臨床心理学専攻				H17.12.5 臨床心理学研究科(博)設置	
		連合国際協力研究科	国際協力専攻	7			H18.1.31 国際協力研究科(修)設置	
		保健科学研究科	理学療法学専攻	15			H19.12.3 保健科学研究科(修)、環境リスク	
		環境リスクマネジメント研究科	作業療法学専攻	10			マネジメント研究科(修)設置	
		知的財産学研究科	環境リスクマネジメント専攻	10			H20.1.25 知的財産学研究科(修)設置	
		知的財産学専攻	30			H21.4.1 国際協力研究科名改称(九州保健福祉大学と連合)		
						H22.4.1 臨床心理学研究科を心理学研究科に改称 保健科学研究科作業療法専攻設置		
岡山県	倉敷芸術科学大学大学院	芸術研究科	美術専攻	10			H13.12.20 芸術研究科、産業科学技術研	
		産業科学技術研究科	機能物質化学専攻	20			究科、人間文化研究科(通信	
		人間文化研究科	人間文化専攻	30			教育)設置	
山口県	東亜大学大学院	総合学術研究科	法学専攻	50			H11.12.22 総合学術研究科(通信教育)設置	
			人間科学専攻	50			H13.12.20 デザイン専攻設置	
			環境科学専攻	14				
			情報処理工学専攻	28				
			デザイン専攻	14				
宮崎県	九州保健福祉大学大学院	社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	20	3		H13.12.20 九州保健福祉大学大学院(通	
		保健科学研究科	保健科学専攻	7				H15.11.27 社会福祉学研究科(博士後期
		連合社会福祉学研究科	社会福祉学専攻					課程)、保健科学研究科(博士
							後期課程)設置	
							H20.4.1 社会福祉学研究科(博)学生募集停止 連合社会福祉学研究科(博)設置	
東京都	ビジネス・ブレイクスルー大学大学院	経営学研究科	経営管理専攻			120	H16.11.30 ビジネス・ブレイクスルー大学院大学(通信教育)設置	
			グローバルイノベーション専攻			80	H20.4.1 グローバリゼーション専攻設置	
							H22.4.1 大学名改称	
千葉県	放送大学大学院	文化科学研究科	文化科学専攻	500			H13.4.1 放送大学大学院設置	
							(H14.4.1 学生受け入れ)	

26

41

62

既設の入学定員総数(正規課程のみ) ⇒ 1,707人 50人 280人



大学通信教育実施校数及び開設年度

年度	合計	大学	短大	大学院			大学名	短期大学名	大学院名		
				修士	博士	専門職			修士	博士	専門職
昭和25年度	6	6					慶應義塾大学、玉川大学、中央大学、日本大学、日本女子大学、法政大学				
昭和26年度	6	6									
昭和27年度	6	6									
昭和28年度	7	7					佛教大学				
昭和29年度	7	7									
昭和30年度	8	7	1					浪速短期大学 (H12大阪芸術大学短期大学部に改称)			
昭和31年度	8	7	1								
昭和32年度	9	7	2					近畿大学短期大学部			
昭和33年度	9	7	2								
昭和34年度	10	7	3					武蔵野美術短期大学 (S63武蔵野美術大学短期大学部に改称)			
昭和35年度	12	8	4				近畿大学	協同組合短期大学			
昭和36年度	12	8	4								
昭和37年度	12	8	4								
昭和38年度	13	8	5					産業能率短期大学 (H18自由が丘産能短期大学に改称)			
昭和39年度	14	9	5				東洋大学				
昭和40年度	14	9	5								
昭和41年度	14	9	5								
昭和42年度	15	10	5				明星大学				
昭和43年度	16	10	6					富士短期大学			
昭和44年度	16	10	6					近畿大学豊岡女子短期大学 (H1近畿大学豊岡短期大学に改称)、(協同組合短期大学学生募集停止)			
昭和45年度	17	11	6				大阪学院大学				
昭和46年度	17	11	6								
昭和47年度	18	11	7					聖徳学園大学短期大学 (H2聖徳大学短期大学部に改称)			
昭和48年度	18	11	7								
昭和49年度	18	11	7								
昭和50年度	18	11	7								
昭和51年度	19	12	7				創価大学				
昭和52年度	19	12	7								
昭和53年度	21	12	9					近畿大学女子短期大学 (H1近畿大学九州短期大学に改称)、PL学園女子短期大学			
昭和54年度	21	12	9								
昭和55年度	21	12	9								
昭和56年度	21	12	9								
昭和57年度	21	12	9								
昭和58年度	23	13	10				放送大学	川崎医療短期大学			
昭和59年度	23	13	10								
昭和60年度	22	13	9					(PL学園女子短期大学学生募集停止)			
昭和61年度	22	13	9								
昭和62年度	22	13	9								

年度	合計	大学	短大	大学院			大学名	短期大学名	大学院名		
				修士	博士	専門職			修士	博士	専門職
昭和63年度	22	13	9								
平成元年度	22	13	9								
平成2年度	22	13	9								
平成3年度	22	13	9								
平成4年度	22	13	9								
平成5年度	22	13	9								
平成6年度	24	14	10				北海道情報大学	東海産業短期大学 (H9愛知産業大学 短期大学に改称)			
平成7年度	25	15	10				産業能率大学				
平成8年度	26	16	10				愛知産業大学				
平成9年度	26	16	10								
平成10年度	27	17	10				京都造形芸術大学				
平成11年度	31	18	9	4			帝京平成大学	(武蔵野美術大学 短期大学部学生募 集停止)	聖徳大学大学院、 日本大学大学院、 明星大学大学院、 佛教大学大学院		
平成12年度	34	20	8	6			東京福祉大学、人 間総合科学大学	(川崎医療短期大 学学生募集停止)	帝京平成大学大学 院、東亜大学大学 院		
平成13年度	38	23	7	8			聖徳大学、日本福 祉大学、大阪芸術 大学	(富士短期大学学 生募集停止)	名古屋学院大学大 学院、放送大学大 学院		
平成14年度	49	28	7	14			東北福祉大学、武 蔵野女子大学 (H15武蔵野大学 に改称)、武蔵野 美術大学、九州保 健福祉大学、第一 福祉大学(H20福 岡医療福祉大学に 改称)		東北福祉大学大学 院、日本福祉大学 大学院、中京大学 大学院、吉備国際 大学大学院、倉敷 芸術科学大学大学 院、九州保健福祉 大学大学院		
平成15年度	56	31	7	15	3		早稲田大学、中部 学院大学、倉敷芸 術科学大学		東京福祉大学大学 院	聖徳大学大学院、 日本大学大学院、 佛教大学大学院	
平成16年度	63	33	7	18	5		星槎大学、八洲学 園大学		人間総合科学大学 大学院、桜美林大 学大学院、高野山 大学大学院	日本福祉大学大学 院、九州保健福祉 大学大学院	
平成17年度	66	35	8	18	5	1	奈良大学、LEC 東京リーガルマイ ンド大学	神戸常盤大学短期 大学部			ビジネス・プレー クスルー大学院大 学(H22ビジネス ス・プレークス ルー大学大学院に 改称)
平成18年度	69	36	8	18	7	1	神戸親和女子大学			明星大学大学院、 吉備国際大学大学 院	
平成19年度	79	40	9	22	8	1	帝京大学、東京未 来大学、環太平洋 大学、サイバー大 学	東京福祉大学短期 大学部	帝京大学大学院、 日本女子大学大学 院、京都産業大学 大学院、京都造形 芸術大学大学院	人間総合科学大学 大学院	
平成20年度	82	41	9	23	9	2	近大姫路大学		岐阜女子大学大学 院	名古屋学院大学大 学院	SBI大学院大学
平成21年度	85	42	10	24	9	2	淑徳大学	帝京短期大学	武蔵野大学大学院		

年度	合計	大学	短大	大学院			大学名	短期大学名	大学院名		
				修士	博士	専門職			修士	博士	専門職
平成22年度	83	41	10	23	9	2	ビジネス・ブレークスルー大学、大手前大学、(福岡医療福祉大学、倉敷芸術科学大学、LEC東京リーガルマインド大学学生募集停止)		(中京大学大学院学生募集停止)		
平成23年度	84	41	10	24	9	2			明治国際医療大学大学院		
平成24年度	87	44	10	24	9	2	日本ウェルネススポーツ大学、京都橘大学、吉備国際大学				

※出典:「平成23年度 全国大学一覧」「平成23年度 全国短期大学一覧」

※大学等の数は当該各年度において学生募集を行っている大学等の数

# 通学制と通信制における授業の方法の比較

通 学 制 の 大 学		通 信 制 の 大 学
○ 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う（大学設置基準第25条第1項）	①面接授業	○ 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う（大学設置基準第25条第1項を適用）
○ 文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる（大学設置基準第25条第2項）	②メディアを利用して行う授業	○ 文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる（大学設置基準第25条第2項を適用）
	③放送授業	○ 主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（大学通信教育設置基準第3条第1項）。 ○ 添削等による指導を併せて行うものとする（同条第2項）
	④印刷教材等による授業	○ 印刷教材その他これに準ずる教材を送付もしくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（大学通信教育設置基準第3条第1項） ○ 添削等による指導を併せて行うものとする（同条第2項）
124単位のうち、60単位まで②の方法による修得可（大学設置基準第32条第5項）	卒業要件となる単位数（124単位以上）	124単位のうち、少なくとも30単位の修得は①又は②の方法によらなければならない。ただし、当該30単位のうち10単位までは③の方法による修得可（大学通信教育設置基準第6条第2項）

## 【※】「メディアを利用して行う授業」について

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において面接授業に相当する教育効果を有すると認められるもの。

1. 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において履修させるもの
2. 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員もしくは指導補助者が当該授業の終了後速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

## 通信教育制度の経緯

年月日	事 項
昭和22年3月31日	○学校教育法の制定（昭和22年3月31日） ・大学に通信による教育を行う学部を置くことができることとした
昭和22年12月15日	○大学基準協会が大学通信教育基準を制定
昭和56年10月29日	○大学通信教育設置基準の制定（昭和56年文部省令第33号）
昭和57年3月23日	○短期大学通信教育設置基準の制定（昭和57年文部省令第3号）
昭和59年10月31日	○大学通信教育設置基準の一部改正（昭和59年文部省令第52号） ○短期大学通信教育設置基準の一部改正（昭和59年文部省令第53号） ・大学（短期大学）の通信教育の受講生が、当該大学（短期大学）の通信教育の課程に入学した場合、既に聴講生として聴講した授業科目について単位を与え、卒業要件に算入できるとした
平成3年6月3日	○大学通信教育設置基準の一部改正（平成3年文部省令第26号） ○短期大学通信教育設置基準の一部改正（平成3年文部省令第29号） ・大学・大学通信・大学院・短期大学・短期大学通信に係る各設置基準の大綱化により制度の弾力化を図る ・大学等の水準の維持向上のため、自己点検・評価の実施に努めることとした
平成9年12月18日	○「遠隔授業」の大学設置基準における取扱い等について（大学審議会答申） 「現状では、テレビ会議式の遠隔授業を実施する大学等からの要請を踏まえ、実態等を勘案しつつ個別かつ暫定的にこれを授業方法として認める取扱いがなされている。今後、このような授業の効果的な活用を図っていくためには、一定の要件を満たす『遠隔授業』の取扱いについて設置基準上明確にするとともに、『遠隔授業』が直接の対面授業に近い環境で行われ、直接の対面授業と同様に取り扱うことが望ましいものとなるために配慮すべき事項等を示しておくことが適当である。」 ○通信制の大学院について（大学審議会答申） 「修士課程について通信教育の開設を認めるものとする。」
平成10年3月31日	○大学設置基準の一部改正（平成10年文部省令第11号） ○大学通信教育設置基準の一部改正（平成10年文部省令第12号） ○大学院設置基準の一部改正（平成10年文部省令第13号） ○短期大学設置基準の一部改正（平成10年文部省令第14号） ○短期大学通信教育設置基準の一部改正（平成10年文部省令第15号） ・多様なメディア*を高度に利用した授業（以下「メディア授業」）を設置基準上明確にした 通学制：【大学】30単位まで 【短期大学】15(3年制：23)単位まで 通信制：【大学】面接授業での取得が義務づけられていた30単位のうち、10単位をメディア授業又は放送授業で代替可 【短期大学】面接授業での取得が義務づけられていた15(3年制：23)単位のうち、5(3年制：8)単位をメディア授業で代替可 ・大学院に通信教育を行う修士課程を置くことができることとした

	<p>※メディア授業とは以下の要件を満たすものとした  (文部科学省告示第46号制定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、同時かつ双方向に行われるもの</li> <li>・ 授業を行う教室以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第31条の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場や住居に近い場所を含む）において、履修させるもの</li> </ul>
平成11年9月6日	<p>○大学設置基準等の改正について（大学審議会答申）</p> <p>「大学は、通信教育に関し、大学設置基準第2条の定めるところにより自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」</p> <p>「短期大学は、通信教育に関し、短期大学設置基準第2条の定めるところにより自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」</p>
平成11年9月14日	<p>○大学通信教育設置基準の一部改正（平成11年文部省令第41号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとし、また、教育研究活動等の情報を積極的に提供するものとした</li> </ul>
平成11年9月24日	<p>○短期大学通信教育設置基準の一部改正（平成11年文部省令第44号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとし、また、教育研究活動等の情報を積極的に提供するものとした</li> </ul>
平成12年11月22日	<p>○グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について（大学審議会答申）</p> <p>「通信制の大学においては、社会人の学習ニーズに柔軟にこたえる通信制本来の役割にかんがみ、従来の直接の対面授業による修得が必要な20単位についても、遠隔授業により修得することができるものとするのが適当である。」</p> <p>「外国の教育制度において、大学がインターネット等を活用した通信教育により単位を修得させたり正規の課程を修了させたりすることを認めている場合には、我が国の学生がこれにより得た単位又は学位については、一定の要件の下で、学生が外国に在住して当該国の大学で得た単位や学位と同様に取り扱い、大学における単位認定を可能とし、我が国の大学院入学資格を認めるのが適当である。」</p> <p>「外国にいながら我が国の大学の単位を修得したり、課程を修了したりすることは現行制度上想定されていないが、インターネット等を活用した通信教育により海外に大学教育を提供することが制度的に可能であることを明確にする必要がある」</p> <p>○大学設置基準等の改正について（大学審議会答申）</p> <p>「授業は、外国においても履修させることができるものとする。」</p> <p>「大学は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育による授業を我が国において履修することにより修得した単位を、60単位を上限に当該大学において修得したものとみなすことができるものとする。」</p> <p>「卒業の要件として修得すべき単位数について、30単位以上は、『面接授業』又は『メディアを利用して行う授業』により修得するものとする。」</p> <p>『面接授業』又は『メディアを利用して行う授業』により修得すべき30単位のうち10単位までは、「放送授業」により修得した単位で代えることができるものとする。」</p>

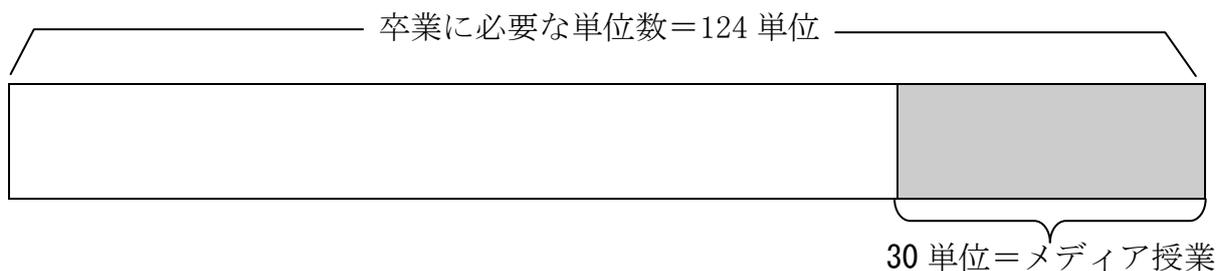
平成13年3月30日	<p>○大学設置基準の一部改正（平成13年文部科学省令第44号）</p> <p>○大学通信教育設置基準の一部改正（平成13年文部科学省令第45号）</p> <p>○短期大学設置基準の一部改正（平成13年文部科学省令第46号）</p> <p>○短期大学通信教育設置基準の一部改正（平成13年文部科学省令第47号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等は、授業を外国において履修させることができることとした</li> <li>・大学等は、学生が外国の大学等が行う通信教育による授業を我が国において履修することにより修得した単位を、当該大学において修得したものとみなすことができるようにした</li> <li>・通信教育について卒業に必要なすべての単位を、メディア授業により修得することを可能とした</li> </ul> <p>※文部科学省告示第51号を制定。非同時であっても、授業終了後すみやかにインターネット等の適切な方法により十分な指導を併せ行い、かつ授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているものをメディア授業に加えた。</p>
平成14年3月7日	<p>○大学設置基準等の改正について（中央教育審議会答申）</p> <p>「通信教育を行う課程として博士課程を追加し、併せて、当該博士課程に係る教員組織及び授業の方法等について、通信教育を行う修士課程と同様の規定を整備すること。」</p>
平成14年3月28日	<p>○大学院設置基準の一部改正（平成14年文部科学省令第10号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信教育を行う大学院の課程として博士課程を置くことができることとした</li> </ul>
平成15年1月23日	<p>○大学設置基準等の改正について（中央教育審議会答申）</p> <p>「大学は、教育研究の継続性を確保し、かつその活性化を図るため、教員の構成が特定の年齢層に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。」</p> <p>「校舎の面積について、学部の種類毎の最低基準を定めること。」</p> <p>「専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう事例研究、討論、現地調査、双方向の授業など適切に配慮しなければならないとする。この場合において、多様なメディアを高度に利用して行う授業等は、十分な教育効果が得られる専攻分野について、当該効果が得られる授業等に関して実施できること。」</p>
平成15年3月31日	<p>○学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第15号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学通信教育設置基準の一部改正</li> <li>・短期大学通信教育設置基準の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・専任教員数及び校舎等面積の基準の改正を行った</li> </ul> </li> </ul> <p>○専門職大学院設置基準の制定（平成15年文部科学省令第16号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職大学院は、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業等について、多様なメディアを高度に利用する方法により認める</li> </ul>

# メディアを利用した授業の位置づけの変遷

## 1. 学部（通学制）の場合

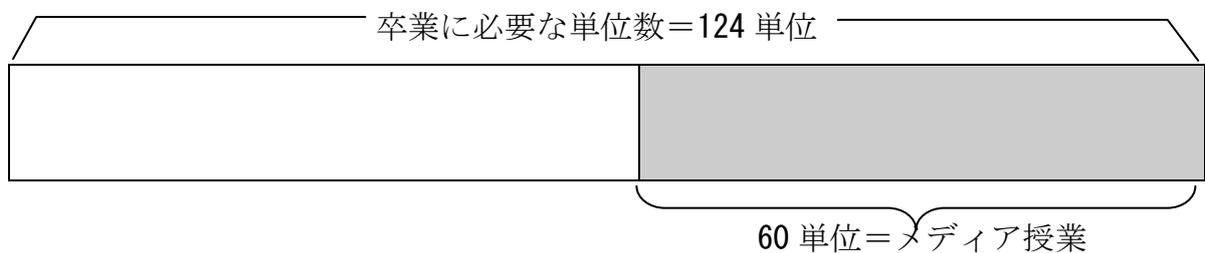
○平成 10 年 3 月～

- ・ 30 単位を上限としてメディアを利用した授業が可能となる。  
(同時かつ双方向のもの（衛星通信、テレビ会議システムなど）に限定)



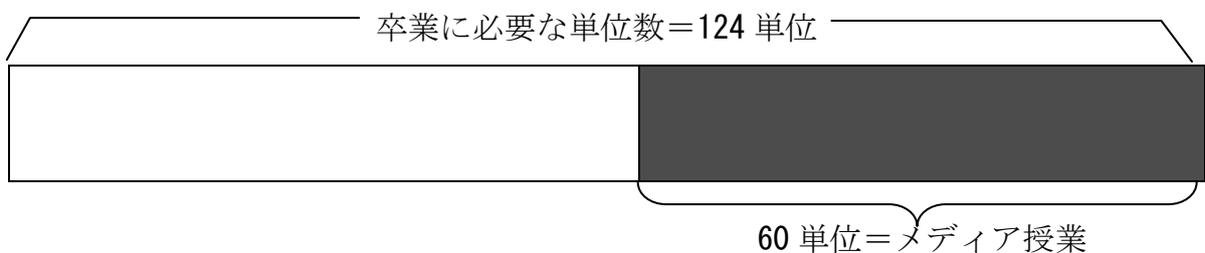
○平成 11 年 3 月～

- ・ 単位互換による単位取得の上限が拡大したことに伴い、60 単位を上限としてメディアを利用した授業が可能となる。



○平成 13 年 3 月～

- ・ メディアを利用した授業としてインターネットによる授業が可能となる。



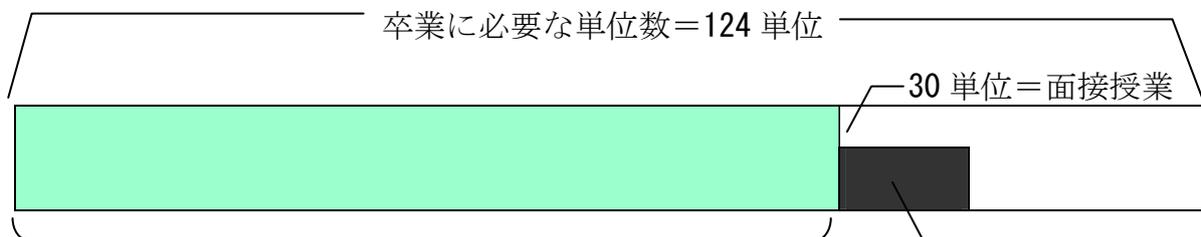
■ : 同時かつ双方向のメディア授業

■ : 同時かつ双方向のメディア授業及びインターネットによる授業

## 2. 学部（通信制）の場合

○～平成 10 年 3 月

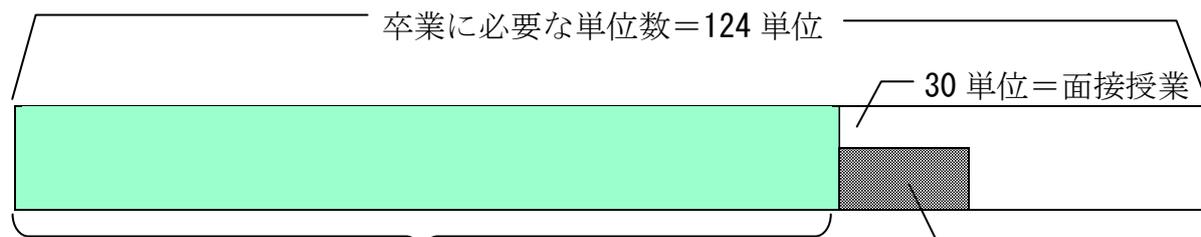
- ・ 30 単位以上の面接授業が必要。
- ・ 面接授業の代替として放送授業が認められていた（10 単位まで）。



①94 単位=印刷教材による授業、放送授業又は面接授業      ②10 単位=放送授業で代替  
→ ①+②=104 単位まで放送授業で単位の修得可

○平成 10 年 3 月～

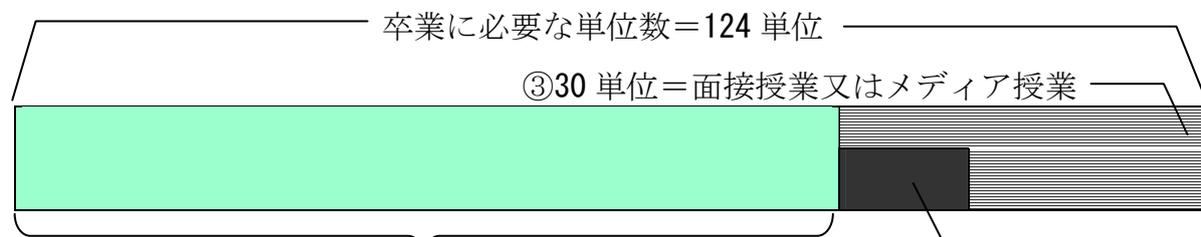
- ・ メディア授業が可能となる。  
(同時かつ双方向のもの(衛星通信、テレビ会議システムなど)に限定)
- ・ 面接授業について 10 単位を上限としてメディアを利用した授業が可能となる。



①94 単位=印刷教材による授業、放送授業、  
メディア授業又は面接授業      ②10 単位=放送授業又は  
メディア授業で代替  
→ ①+②=104 単位まで放送授業、メディア授業で単位の修得可

○平成 13 年 3 月～

- ・ メディアを利用した授業としてインターネットによる授業が可能となる。
- ・ 30 単位以上を必要とする面接授業がメディアによる授業でも可能となる。  
→ 124 単位すべてをインターネットによる授業により単位修得可。



①94 単位=印刷教材による授業、放送授業、  
メディア授業又は面接授業      ②10 単位=放送授業で代替  
→ ①+③=124 単位までメディア授業で単位の修得可

: 特に履修方法に指定のない単位 → 遠隔授業可

: 放送授業

: 放送授業又はメディア授業

: 面接授業又はメディア授業

: 面接授業

# インターネット等のみを用いて授業を行う大学の設置における校舎等施設に係る要件の弾力化(特区832)について

## 1. 大学(学部)

当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、インターネットのみを利用して授業を行う大学の設置に当たって、大学通信設置基準第10条第2項に基づく校舎等施設の面積によらないことを可能とする。

※大学通信教育設置基準

第10条 通信教育学部を置く大学は、当該学部に係る大学設置基準第36条第1項に規定する校舎を有するほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設(第3項において「通信教育関係施設」という)について、教育に支障のないようにするものとする。

2 前項の校舎等の施設の面積は、別表第二のとおりとする。

別表第二

学部種類	収容定員 4,000 人の場合の面積 (平方メートル)	収容定員 8,000 人の場合の面積 (平方メートル)	収容定員 12,000 人の場合の面積 (平方メートル)	収容定員 16,000 人の場合の面積 (平方メートル)
文学関係	3,440	5,790	8,390	11,000
教育学・保健学関係	3,440	5,790	8,390	11,000
法学関係	3,690	6,040	8,520	11,130
経済学関係	3,690	6,040	8,520	11,130
社会学・社会福祉学関係	3,690	6,040	8,520	11,130
理学関係	7,660	13,560	19,630	25,870
工学関係	8,750	15,490	22,420	29,550
家政関係	5,520	9,660	14,120	18,590
美術関係	5,340	9,350	13,670	18,000
音楽関係	4,780	8,370	12,230	16,100

## 2. 大学院

当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、インターネットによる授業科目のみにより教育課程を編成する大学院大学の設置に当たって、大学設置基準第36条第1項第2号及び第3号、大学院設置基準第19条、第24条第1項及び第29条に規定する施設を備えないことを可能とする。

※大学設置基準

第36条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別に事情があるときは、この限りではない。

- 一 学長室、会議室、事務室
- 二 研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室とする。)
- 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

2～6 (略)

※大学院設置基準

第19条 大学院には、当該大学院の教育研究に必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。

第24条 独立大学院は、当該大学院の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するものとする。

2 独立大学院が研究所等との緊密な関係及び協力の下に教育研究を行う場合には、当該研究所等の施設及び設備を共用することができる。ただし、その利用に当たっては、十分な教育上の配慮を行うものとする。

第29条 通信教育を行う課程を置く大学院は、添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。

## ○認定申請マニュアル（抜粋）

「教育研究に支障がない」とは、インターネットによる通信の良好かつ安全な運行を確保し、インターネットによる指導及び教育相談を円滑に処理するための体制が確保されている事等であり、具体的には例えば以下のような実体を備えていることを指します。

- ① 通信障害が発生した場合に、ただちにメンテナンスチームが復旧作業に当たることのできる体制を有していること
- ② コンピュータ等の操作に関して不明な点が生じた場合、学生や教職員が相談することができるよう、原則として24時間態勢でのサポートが可能なヘルプデスク機能を有していること
- ③ チューター、メンター等のいわゆるティーチングアシスタントを備え、授業内容に関する学生からの質問に対応させるとともに、教員と協力して学生の指導にも当たらせることのできる体制を有していること
- ④ インストラクショナル・デザイナー等の専門的人材が、インターネットによる授業の設計、配信等に関与する体制を有していること
- ⑤ 特に学部段階の学生を対象とするインターネット大学については、対面でのコミュニケーションによる教育効果に考慮して、当該大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等施設を有していること

## 【参考】特区832の経緯

平成16年4月 中央教育審議会答申「構造改革特別区域における大学設置基準等の特例措置について」(インターネット等のみを用いて授業を行う大学に係る大学通信教育設置基準の緩和について答申)

平成16年5月 文部科学省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令改正(特区832を制度化)

平成18年3月 福岡アジアビジネス特区(福岡市)特区計画変更(832追加)

平成19年4月 サイバー大学設置(福岡市)

平成21年3月 キャリア教育推進特区(千代田区)特区計画変更(832追加)

平成22年4月 ビジネス・ブレイクスルー大学設置(千代田区)

平成22年秋 サイバー大学世界遺産学部学生募集停止

※平成24年8月現在、特区832を利用した大学院は設置されていない。

構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価・調査委員会の評価意見等に係る今後の政府の対応方針（抜粋）  
 （平成24年4月9日 構造改革特別区域推進本部）

別紙1 全国展開する規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	全部／一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施 する法令等	実施時期	所管省庁
832	インターネット等 のみを用いて授 業を行う大学に おける校舎等施 設に係る要件の 弾力化による大 学設置事業	地方公共団体が、その地域内において インターネット等のみを利用して授業を 行う大学の設置を促進する必要がある と認める場合には、当該大学の教育研 究に支障がないと認められる場合に限 り、インターネット等のみを利用して授 業を行う大学の設置に当たって、大学 設置基準等に規定する校舎等の施設 に関する基準によらないことを可能とす る。	一部	大学(学部)については、規制所管省庁において、教員と 学生との対面性を補完しうる方策などインターネット大学 に関する課題について、専門的な見地から十分な検討を 行った上で、全国展開を行うこと。	省令	平成25年度中を 目途に措置	文部科学省
935	伝統的建造物を 利用した旅館営 業事業	玄関帳場等の構造設備基準を緩和し、 伝統的建造物の特性を維持したまま、 旅館として営業することを可能にする。	全部	善良の風俗の保持のために必要な要件の付与等を行っ た上で、全国展開を行うこと。	省令	平成23年度中に 措置	厚生労働省

## マルチメディア教育部会における審議の概要（「遠隔授業」の大学設置基準における取扱い等について）（平成9年9月30日 大学審議会マルチメディア教育部会）

情報通信技術の急速な進展により、我が国や世界各国において高度情報通信社会の進展に向けた様々な取組が活発になっている。高等教育分野も例外ではなく、各大学等の教育研究にマルチメディアを活用する取組が様々な形で広がってきている。

このような状況を踏まえ、本審議会は、平成7年9月に公表した「大学教育部会における審議の概要」及び平成8年10月の「大学院の教育研究の質的向上に関する審議のまとめ」の報告において、マルチメディアを活用した教育研究に関して、設置基準上の問題などについて今後検討すべきである旨の提言を行った。また、文部省に設けられた「マルチメディアを活用した21世紀の高等教育の在り方に関する懇談会」が、平成8年7月に取りまとめた報告の中でも、高等教育におけるマルチメディア活用に伴う制度面の見直しについては、大学審議会における速やかな検討を期待する旨の提言が行われた。

これらの提言を踏まえ、マルチメディアを活用した遠隔授業などの教育の在り方に関し、設置基準などの制度的位置付けや実施上の留意事項について検討を行うため、平成8年12月にマルチメディア教育部会が設置された。本部会はそれ以後、i) 高等教育機関における遠隔授業の設置基準上の取扱い、ii) リフレッシュ教育における遠隔授業の取扱い、iii) 通信制の高等教育機関における授業方法等、iv) その他関連する事項、の四つの観点から、関係者からのヒアリングを含め8回にわたる調査審議を進めてきたが、以下のとおり、これまでの審議の概要を取りまとめたので、総会に報告する。

なお、本部会としては、今後、関係者等の意見を十分聞きながら、更に審議を尽くすこととしている。

### 1 高等教育におけるマルチメディア活用の展望と課題

今日、高等教育を取り巻く状況は、高等教育の大衆化、学術研究の高度化、国際化・情報化の進行などの社会・経済の変化、生涯学習ニーズの高まりなど、大きく変化している。

中でも、近年の情報通信技術の進展はめざましく、我が国や世界各国において高度情報通信社会の実現に向けた様々な取組が活発になっている。高等教育の分野においても、遠隔地にあるキャンパスを衛星通信や光ファイバーなどで結び、テレビ会議システムを活用して合同授業やシンポジウムを実施したり、ネットワークを活用した情報収集や電子図書館システムの整備、インターネット上でのホームページの開設が進むなど、多様な通信メディアを高度に活用し

た教育研究の取組が様々な形で広がってきている。

このような情報通信技術の発展は、従来の高等教育の教育形態の概念に大きな影響を与えている。歴史をさかのぼれば、昭和22年に大学通信教育が学校教育法において制度化され、同25年に印刷教材を中心とした通信添削型の通信教育が正規の大学教育として認可されたのが、高等教育における「遠隔教育」の始まりであり、これに続いて、次々と通信教育が開設された。その後、昭和58年には放送大学が設置され、これにより、放送メディアを活用した新たな形態の「遠隔教育」が生まれた。こうして「遠隔教育」は通信制の高等教育機関において実施されてきたが、近年の情報通信技術の発展により、遠隔地間を結ぶテレビ会議式の授業という形で、通学制の高等教育機関においても「遠隔教育」を行うことが技術的に可能となっているのである。将来的には、マルチメディアの一層の進展により、通学制と通信制との境界を明確に分け難くなり、情報通信ネットワーク上でのみ授業を行う、いわゆる「ヴァーチャル・ユニバーシティ」といった全く新しい形態が出てくることも考えられる。

マルチメディアをはじめとする情報通信技術の活用は、高等教育の充実に新たな可能性を開くものとして大きな効果を期待できるものであり、それが高等教育機関において円滑に実施されるための条件整備を積極的に図っていくことが求められている。

本部会では、このような観点から、情報通信技術の進展と高等教育の将来像を視野に入れつつ、当面予想される形態であるマルチメディアを活用して隔地間で行われるテレビ会議式の遠隔授業（以下、単に「テレビ会議式の遠隔授業」という。）に係る制度上の問題、特に設置基準上の位置付けの問題を中心に検討を行った。

なお、高等教育におけるマルチメディアの活用については、今後とも、高等教育の一層の充実を図るとの視点に立ち、関連技術の進展や各高等教育機関における活用の状況等を踏まえつつ、その活用の在り方や制度上の諸問題について、随時適切な見直し等を行っていく必要がある。

## 2 マルチメディアの授業への活用の状況

情報通信技術の進展に伴い、マルチメディアを授業等に積極的に活用する大学が出てきている。例えば、光ファイバー通信によるマルチメディアネットワークシステムによって、二つの離れたキャンパス間を双方向接続して授業を行っている大学や、企業や社会教育施設などに向けて公開講座を実施している大学がある。

また、マイクロウェーブ回線を利用して画像情報ネットワークシステムを構築し、複数の離れたキャンパス間を結んで、遠隔地間での授業の実施や教育研

究活動、管理運営上の情報交換等に活用している大学もある。

特に、平成8年度からは、大学共同利用機関であるメディア教育開発センターを中心として大学等の間を衛星通信回線で結ぶ、衛星通信大学間ネットワーク構築事業（スペース・コラボレーション・システム事業）が開始され、国立大学等の連合大学院や分散キャンパスにおける交換授業、研究指導などに活用されて効果をあげており、今後この活用は一層進むものと考えられる。私立大学についても、平成9年度から、私立大学ジョイント・サテライト事業が創設され、同様の事業が進められている。

通信制の大学においても、新しい取組が見られる。例えば、現在関東地方を中心に放送授業を実施している放送大学において、通信衛星（CS）デジタル放送を利用した全国放送の開始に向け準備が進められているほか、衛星通信とISDN通信回線を結んだ独自の教育メディアを活用して、パソコン映像等により、教員の授業を各地の教室に配信するとともに、電話等を通じて学生からの質問等にも対応できるよう配慮した形態での放送授業を実施する通信制の大学も出てきている。

情報通信技術は今後ますます進展すると考えられるが、それに伴って、テレビ会議式の遠隔授業の活用をはじめ、我が国の高等教育における通信メディアの高度利用は一層進むものと考えられる。

### 3 マルチメディアの活用期待される効果

通学制の大学においては、テレビ会議式の遠隔授業の実施により、次のような効果を期待することができる。

- i) 地理的・時間的制約等から特定のキャンパスに通うことが困難な者に対する学習機会の提供が可能となり、高等教育機会の拡充に資するとともに、柔軟な学習形態の実施が可能となる。
- ii) 教員も学生も、キャンパスを移動することなく、大学相互間での合同授業などを実施できるため、大学間での単位互換が促進され、各大学がそれぞれの特色を生かしつつ教育内容の充実を図ることができ、学生の学習の選択肢が増える。
- iii) 大学等間の教育研究情報の交換や、教員・学生の交流が促進されることにより、各大学等が有する知的資源の共有化が進み、大学等の教育研究水準の向上が期待できる。
- iv) 地方公共団体や産業界と連携することにより、地域に開かれた教育が推進できる。
- v) 海外の大学等との教育交流が活発になり、国際的な視野を持つ人材育成に資する。

また、通信制の大学においては、衛星通信を利用した放送大学の全国化により高等教育機会の一層の拡充が進むほか、パソコン利用等により部分的に双方向性を備えた新たな放送授業の可能性が開ける、従来の印刷教材に加えてCD-ROM やインターネットなどを利用したマルチメディア教材の活用により教材の幅が広がる等のメリットが考えられる。

このように、マルチメディアの活用は、従来の方式による授業ではあげることのできなかつた教育効果を期待できるものであり、高等教育の一層の充実を図る観点からも、その活用について積極的な位置付けを考慮することが適当である。

#### 4 設置基準上の位置付け

以上述べた高等教育機関におけるマルチメディアの活用の状況及び期待される効果を踏まえつつ、テレビ会議式の遠隔授業の位置付け等についての考え方を以下に示した。各大学等において、それぞれの特質や実情に応じて、その効果的な活用に取り組んでいくことが期待される。

以下、大学における取扱いを中心に述べるが、特段の記述がない事項については、大学院、短期大学、高等専門学校についても同様の取扱いとすることが適当である。

##### (1) 通学制の高等教育機関における「遠隔授業」の位置付け

###### i) 基本的な考え方

高等教育機関における授業の方法については、例えば通学制の大学の場合は、大学設置基準第25条において、「授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。」と定められている。大学設置基準上、こうした授業は、直接の対面授業により行われることを想定しており、テレビ会議式の遠隔授業によって実施する際の取扱いは明確ではない。このため、現状では、テレビ会議式の遠隔授業を実施する大学等からの要請を踏まえ、実態等を勘案しつつ個別かつ暫定的にこれを授業方法として認める取扱いがなされている。

今後、このような授業の効果的な活用を図っていくためには、一定の要件を満たす「遠隔授業」(ii)に示すア～ウの要件を満たしたテレビ会議式の遠隔授業をいう。以下同じ。)の取扱いについて設置基準上明確にするとともに、「遠隔授業」が直接の対面授業に近い環境で行われ、直接の対面授業と同様に取り扱うことが望ましいものとなるために配慮すべき事項等を示しておくことが適当である。

## ii) 「遠隔授業」の実施形態

大学等における直接の対面授業においては、教員は授業中、学生の反応等を見ながら授業を展開し、また、学生は授業時間中に必要に応じ教員に質問等を行うことが可能である。また、個々の学生に対して個別に指導を行うことも可能である。さらに、直接の対面授業は、当該教室等における学生間の交流等を通じて学生の学習に対する意識を高め、興味関心を喚起し、学習意欲を高めるなどの効果を持つものである。

テレビ会議式の遠隔授業も、一定の要件の下に行われる場合には、上に述べたような直接の対面授業が有する教育上の効果を十分確保することが可能である。したがって、大学設置基準において、大学は、一定の要件を満たす場合には、大学設置基準第25条に定める授業を隔地間で行うことができる旨を定めて設置基準上の位置付けを明確にし、各大学が適切と認める場合には積極的にその活用を図ることができるようになることが適当である。

すなわち、大学設置基準において、直接の対面授業と並んで実施可能とする「遠隔授業」は、具体的には次の要件をすべて満たすものとするのが適当である。

- ア 現行の大学設置基準第25条の授業を、隔地の教室、研究室又はこれに準ずる場所において同時に行うものであること。(同一校舎内の複数の教室間を結んで行う場合や、送信側には教員のみがいて学生がいない場合も含む。)
- イ 多様な通信メディアを利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的かつ双方向に扱うことができる状態で行われるものであること。
- ウ 大学において、直接の対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

## iii) 「遠隔授業」を実施する際に配慮すべき事項

「遠隔授業」を実施するに当たっては、直接の対面授業に近い環境において行うことが必要であり、各大学等においては、以下のような事項について配慮することが望ましい。

- ア 授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
- イ 学生の教員に対する質問の機会を確保すること。
- ウ 画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ学生にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
- エ 「遠隔授業」の受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。必ずしも、受信側の教室に教員を配置する必要はないが、必要に応じてティーチング・アシスタント(TA)を配置することも有効である。
- オ メディアを活用することにより、一度に多くの学生を対象にして授業を行

うことが可能となるが、受講者数が過度に多くならないようにすること。

iv) 卒業の要件として修得すべき単位数の取扱い

「遠隔授業」は、iii)に示した適正な教育上の配慮の下に行われれば、直接の対面授業に相当する教育効果が見込まれるが、現時点では、まだ実績が少なく、教育効果の問題等について未知数な面がある。したがって、学生の卒業の要件として修得すべき単位数のうち「遠隔授業」によって修得する単位数については慎重な取扱いをすることとし、当面、一定の制限を設けることが適当である。

したがって、大学学部の学生については、大学設置基準第32条に規定する卒業の要件として修得すべき最低限の単位数である124単位のうち、「遠隔授業」によって修得することのできる単位数は、当面、30単位を超えないものとするのが適当である。なお、各大学において、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合は、直接の対面授業によって94単位以上の修得がなされていれば、「遠隔授業」によって修得する単位数については、30単位を超えることもできることとするのが適当である。

(参考) 大学設置基準

第32条 卒業の要件は、大学に4年以上在学し、124単位以上を修得することとする。

※第2項以下省略

なお、単位互換制度(大学設置基準第28条)の活用等により、複数大学間で「遠隔授業」を行う場合、卒業の要件として修得すべき124単位に含めることができるのは、自大学における「遠隔授業」の履修によって修得した単位数と、他大学との間の「遠隔授業」によって修得した単位数とを併せて30単位までとなる。例えば、A大学の学生が、「遠隔授業」により、B大学の単位を10単位修得した場合、A大学内の「遠隔授業」の履修によって修得する単位のうち、卒業の要件として修得すべき124単位に含めることができる単位数は20単位までということになる。

(参考) 大学設置基準

第28条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

## ※第2項省略

大学院については、卒業の要件として修得すべき単位数は30単位以上と限定的であり、かつ学部段階と異なり、研究指導や論文作成等の過程において個別指導が行われることなどを考慮すると、「遠隔授業」によって修得する単位数について一定の制限を設けることはせず、各大学院の取扱いにゆだねることが適当である。

### v) 社会人を対象とするリフレッシュ教育における「遠隔授業」の活用

現在、大学等においては、社会人が、生涯にわたり最新かつ高度の知識・技術を習得することを目的とする教育（リフレッシュ教育）が推進されており、社会人を対象とする特別選抜の実施や、夜間大学院、昼夜開講制の実施などの取組が進んでいる。また、科目等履修生制度は、大学等におけるフルタイムの学習が難しい社会人等に対して、パートタイムで高等教育を受ける機会を提供している。このほかに、公開講座の開催も行われている。

既に、このような社会人を対象とするリフレッシュ教育においても、例えば、大学が衛星通信等により、企業や社会教育施設に対して公開講座等を送信する取組などが始まっている。このような取組は、時間的制約の多い社会人にとって、職場にしながら学習することが可能になること、社員研修のニーズにも合致することから、高い潜在的ニーズが見込まれる。また、地理的制約などから通学に困難を伴う人々にとって、社会教育施設その他地域の身近な場所で大学の授業を受けられることは大きなメリットとなる。

このような時間的・地理的制約を超えたりフレッシュ教育の取組を一層進めていくためには、広く社会人の単位修得の途を開き、学習意欲を高めることが望ましい。したがって、社会人が、大学等の科目等履修生として、企業の会議室等の職場や住居に近い場所において「遠隔授業」を受講する場合にも、(1) ii)アの「これに準ずる場所」における授業として、当該大学等の単位を授与できることとすることが適当である。

### (2) 通信制の高等教育機関における授業の方法等の考え方

従来、通信教育は、時間的・地理的制約を持つ学生に対し、様々な形で高等教育の機会を提供してきた。近年、パソコンやインターネットの普及、光ファイバー網の整備など情報通信基盤の整備は急速に進んでおり、今後、これらの多様な通信メディアを活用した新たな形態の通信教育の開発が一層進むものと期待される。

i) 通信教育における授業の方法

通信教育における授業の方法について、現行の大学通信教育設置基準では、印刷教材を送付若しくは指定し、主としてこれによって学修させる「印刷教材による授業」、主として放送その他これに準ずるものの視聴によって学修させる「放送授業」、現行の大学設置基準第25条の方法によって教員と学生が直接に対面して行う「面接授業」の三つの方法を規定している。

ア 「印刷教材による授業」

近年、情報通信技術の進展に伴い、CD-ROM 等による電子出版が身近なものになってきている。このような電子出版による教材は、従来の印刷教材と同等又はそれ以上の学習効果が期待できるものであり、今後、このような形態による教材の提供が進行していくものと考えられる。

現行の大学通信教育設置基準における「印刷教材による授業」の規定においては、「印刷教材」の中にこのような電子出版を含むか否かが文言上必ずしも明確でないので、電子出版も含むよう規定を整備することが適当である。

イ 「放送授業」

「放送授業」については、現行の大学通信教育設置基準の制定当時は、テレビ・ラジオ放送を利用して行われる放送大学の授業のみを想定していたと考えられるが、現在では、放送大学以外にも、衛星通信と ISDN 通信回線を結んだ独自の教育メディアを活用して、パソコン映像等により、教員の授業を各地の教室に配信するとともに、電話等を通じて学生からの質問等にも対応できるよう配慮した形態での放送授業を実施する通信制の大学が出てきている。また、将来的には、パソコンやインターネットの普及により、それらを利用して教員の授業を配信する新しい授業形態も出てくるものと思われる。このような授業形態についても、「放送授業」の一つの形態として取り扱うことが適当であると考えられる。

ウ 「面接授業」

「面接授業」については、従来の大学設置基準第25条に規定する直接の対面授業のほか、大学設置基準に新たに位置付けられることとなる「遠隔授業」についても、「面接授業」の一つの形態として認めることとするのが適当である。

ii) 卒業の要件として修得すべき単位数の取扱い

ア 「面接授業」の単位数の取扱い

現行の大学通信教育設置基準においては、卒業要件として修得すべき最低限の単位数である124単位のうち30単位以上は、「面接授業」により修得するものとされている。また、この「面接授業」により修得すべき30単位のうち10単位までは「放送授業」で代替することが可能となっている。

「面接授業」の30単位以上の修得を卒業の要件とすることの妥当性については、学生の多様性や通信教育の方法の進展を踏まえると一律に卒業要件とする必要はないのではないかといった意見がある反面、教員・学生間の触れ合いといった点でその重要性は高いとの意見など、様々な意見がある。

情報通信技術の進展に伴い、通信制の大学における授業方法も、従来の「印刷教材による授業」を中心とした形態だけでなく多様なメディアを利用して行われるようになり、学生の学習効果をより高める工夫がなされてきている。しかしながら、現段階においては、「面接授業」は、直接の対面授業による方法でなければ十分な学習効果が期待できない科目への対応や、教員と学生の触れ合い、学生間の交流による人間形成といった面において他の授業方法では代替しがたい効果を有するものであり、通信制の大学の学部については、当面、現行どおりとすることが適当である。

一方、通信制の大学の学生の実態を見ると、学生の学習歴、年齢構成などは多様であり、卒業の要件としての「面接授業」の取扱いについては、多様な学生の学習歴等を踏まえた取扱いも考慮されてよいと考えられる。即ち、現行大学通信教育設置基準上は、通信制の大学の学生が、当該大学に入学する前に修得した単位や他大学との単位互換により修得した単位のうち、「面接授業」によるものについては、大学の定めるところにより、当該大学の「面接授業」として取り扱うことも可能である。したがって、各大学においては、多様な学生の学習歴等を考慮して、このような取扱いを適切に活用し、学生に対して過重な負担をかけることのないよう配慮することが望ましい。

#### イ 「遠隔授業」の単位数の取扱い

通学制の大学における「遠隔授業」については、卒業の要件である124単位のうち、当面、「遠隔授業」により修得できる単位は30単位を超えないものとするのが適当であるとした。このような取扱いとの均衡、現行の大学通信教育設置基準における「放送授業」の取扱い、「面接授業」の意義などを考慮すると、通信制の大学においても、卒業の要件として求められる30単位以上の「面接授業」の修得のうち、「遠隔授業」により修得した単位によることができる単位数は、当面、「放送授業」と合わせて10単位までとすることが適当である。

## 5 その他

- ・ インターネットなどの情報通信メディアの活用は、授業以外の場においても、教員や学生が、学内だけでなく、学外さらには海外の研究者等と、時間的・地理的制約を超えて交流を行うことを可能とするなど、大学等における教育研究活動に大きく資することが期待されるものであり、その積極的な活用が望まれる。
- ・ 高等教育において多様な情報通信メディアを積極的かつ適切に活用し、教育内容・方法の充実を図っていくためには、設置基準等の制度的な面の適時・適切な見直しとともに、スペース・コラボレーション・システム事業などによる高等教育機関間の全国的な高度情報通信ネットワークの整備や、教材やデータベースの整備など基盤となるハード面の整備、各大学等におけるメディアを活用した教授方法の研究開発や教員研修の実施に対する支援の充実などソフト面の整備にも併せて努めていくことが重要である。  
また、メディア教育開発センターにおいても、これらの取組を積極的に支援することが必要である。

### (資料)「遠隔授業」の実施例

#### ○信州大学

マイクロウェーブ回線を利用し、「信州大学画像情報ネットワークシステム(SUNS)」を構築し、松本・長野・上伊奈・上田の5つのキャンパス間を、延べ200数十キロメートルにわたって結び、遠隔授業を実施している。また、大学の教育研究・管理運営上の情報を交換する場として、ニューメディアを用いた同システムにより、キャンパス間の連携を図り、総合大学としての発展を目指している。

#### ○東京工業大学

平成8年度から、「衛星通信遠隔教育システム」をスタートしている。このシステムは、大口径アンテナによる衛星地球局と、衛星講義室(テレビスタジオ機能と学生レスポンス収集機能を持ち、大岡山地区と長津田地区に1カ所ずつ設置)から構成されている。これによって、リフレッシュ教育プログラムを全国に配信するとともに、東京工業大学と一橋大学との間で、授業交換を行うことができる。

また、同大学では「総合情報伝達システム」を構築しており、大岡山地区と長津田キャンパス間を光ファイバで結び、テレビ講義室、テレビ会議室、研究指導室等において、遠隔授業や遠隔会議等を実施している。

さらに、平成8年度から、2つのキャンパスを融合した「ATM マルチメディア・

ネットワーク」をスタートし、ヴァーチャル・キャンパスシステムや遠隔カウンセルシステム等によって、映像を中心とした双方向コミュニケーションを可能にしている。またこのネットワークは、学内 LAN (Titanet), 「衛星通信遠隔教育システム」, 「総合情報伝達システム」とも接続しており、学内の実施コミュニケーションを円滑にしている。

## 大学審議会大学院部会における審議の概要(通信制の大学院について)(平成9年9月30日 大学審議会大学院部会)

大学院部会は、昭和63年3月の部会発足以来、総会からの審議要請を受けて、大学院の充実と改革の方策について幅広く審議を行ってきた。これまで、本部会における検討を踏まえて、「大学院制度の弾力化について」(昭和63年12月)、「学位制度の見直し及び大学院の評価について」(平成3年2月)、「学位授与機関の創設について」(平成3年2月)、「大学院の整備充実について」(平成3年5月)、「大学院の量的整備について」(平成3年11月)、「夜間に教育を行う博士課程等について」(平成5年9月)それぞれ答申を行い、平成8年10月には「大学院の教育研究の質的向上に関する審議のまとめ」の報告を行った。

これらの答申に基づき、現在、大学院の整備充実が図られつつあるが、社会における生涯学習志向の進展、技術革新の加速化等を背景として、高度専門職業人の養成など大学院に対する要請が一層高まっている。この要請にこたえるためには、大学院の教育方法、形態等について更に弾力化を検討する必要があると考えられ、本部会では、平成8年10月の報告以後、i)通信制の大学院、ii)長期在学コース、iii)修業年限が1年の修士課程、iv)高等専門学校卒業者等に対する大学院入学資格の付与などの課題のうち、まず「通信制の大学院」から審議に着手し、関係者に対するヒアリングを含め、9回にわたる調査審議を進めてきた。ここに、以下のとおり、これまでの審議の概要を取りまとめたので、総会に報告する。

なお、本部会としては、今後、関係者等の意見を十分聞きながら、更に審議を尽くすこととしている。

### 1 大学院への期待の高まり

大学院は、基礎研究を中心とした学術研究の推進とともに、研究者の養成及び高度の専門的能力を有する人材の養成という役割を担っている。

学術研究は、国家・社会のあらゆる分野の発展の重要な基盤となるものである。近年の急速な技術革新、社会・経済の高度化・複雑化、国際化・情報化等の進展などの時代の要請にこたえ学術研究の新しい流れを創造していくために、学術研究を一層進展させることが期待されており、その中核となる大学院の役割が一層重要になっている。

また、技術革新や産業構造の変化に伴う職業構造の変化の中で、豊かな創造性や専門的な知識・能力を必要とする職業に対する需要が高まるとともに、個々の職業に求められる能力についても高度化・専門化が進むことが見込まれ、このような人材養成の場としての大学院に大きな期待が寄せられている。

## 2 社会に開かれた大学院

現在、大学院においては、社会人の積極的な受入れを進めるため、社会人を対象とした特別選抜制度の導入、パートタイムでの履修で単位認定を行う科目等履修生制度の活用、夜間や週末等における授業を組み合わせた昼夜開講制の採用や夜間大学院の設置など、本審議会答申を受けて弾力化された大学院制度を活用して、様々な取組が行われている。

夜間大学院は、大学院設置基準第2条の2に基づき、専ら夜間において教育を行う大学院の課程である。平成9年度、修士課程では12大学17研究科（国立：3大学4研究科、私立：9大学13研究科）、博士課程では4大学4研究科（国立：1大学1研究科、私立3大学3研究科）で実施されている。

昼夜開講制は、大学院設置基準第14条に基づき、夜間の履修だけでなく、一部昼間や週末を利用した履修も取り入れることにより、社会人が在職のまま大学院で教育を受けることができるようにするものである。昼夜開講制は、平成9年度、修士課程では141大学235研究科（国立：70大学148研究科、公立：7大学7研究科、私立：64大学80研究科）、博士課程では50大学62研究科（国立：32大学40研究科、公立：1大学1研究科、私立：17大学21研究科）で実施されている。

今後とも、学習意欲を持つ人々が、一人でも多く、大学院において教育研究に取り組めるよう制度の弾力化を進めるとともに、各大学院における積極的な運用を図ることが必要である。

## 3 通信制の大学院の必要性

上記のような取組が進んできてはいるが、職業を持つ社会人の通学ということ考えた場合、自宅や職場から通える範囲に必ずしも希望する大学院がないといったことや、職場環境等によって通学可能な時間帯が限られるといったことなど、地理的・時間的制約等から、大学院レベルの学習を希望しながらも、その実現に困難を伴う社会人も少なくないと考えられる。そのため、例えば、現職の教員の専修免許状取得のための機能を果たすことを期待して通信制の大学院の制度化を要望する声もある。

このような大学院レベルの学習を希望する人々の学習ニーズに、より適切に伝えていくため、大学院においても通信教育を行うことができるよう、制度を整備することが必要である。

## 4 マルチメディアの進展と大学院教育

マルチメディア技術の進展や、インターネットによる世界的なネットワークの普及などが急速に進む中、大学院においても、遠隔地にあるキャンパスを衛

星通信や光ファイバーなどで結び、テレビ会議システムを活用して合同授業を行うなど、最先端の情報通信技術を活用した教育研究の取組が行われている。

このような情報通信技術の発展は、従来の高等教育の教育形態の概念に大きな影響を与えている。従来、「遠隔教育」というのは、印刷教材を用いた通信添削型の授業あるいは放送大学による放送授業といった形で、通信制の高等教育機関によって行われるものだと考えられてきたが、技術の発達により、上記のように、遠隔地間を結ぶテレビ会議式の授業という形で、通学制の大学院においても「遠隔教育」を行うことが可能となっている。また、更なる技術の進展により、現在通学制の大学院で行われている教員の授業や研究指導を学生が自宅で受けることができるようになる可能性もある。このように、将来的には、あらゆる学生が、地理的、時間的制約を超えて、通学制の大学院で行われる

教育研究に参加でき、分野によっては、通学制と通信制の境界がなくなるような状況が現出することも考えられる。

こうした情報通信技術を活用して、大学院が、国内外の他の大学院との間で、合同授業やカリキュラムの相互利用を行うといった試みも始まっており、今後、高等教育機関がネットワークを形成することにより、より多彩な教育研究が実施されるものと予想される。

## 5 通信制の大学院についての考え方

### (1) 制度創設に当たっての基本的考え方

これまで述べたように、分野によっては、将来的に、通学制と通信制の境界がなくなるような状況も考えられるが、現段階において一般に普及しているマルチメディア技術の水準等を踏まえ、現行制度からの円滑な移行という観点から、当面は、従来どおり通学制と通信制という区別を維持した形で通信制大学院制度を発足することとし、その後の技術の進展に対応して、大学院制度及び設置基準全体の在り方を再検討するというステップを踏むことが適当である。

具体的には、大学院設置基準の中に新たに通信教育を行う場合に必要な規定を置くことが適当である。

### (2) 通信教育を行う大学院の課程

修士課程について通信教育の開設を認めるものとする。

### (説明)

大学院設置基準上、大学院における課程は、修士課程及び博士課程とされている。このうち、修士課程の修了要件については、30単位以上の修得、学位

論文の審査及び試験の合格とされており、また、学位論文の審査については、特定の課題についての研究の成果の審査をもって代えることができることとされている。

このような取扱いが認められている理由の一つは、研究科の目的、性格によっては、学位論文を重視するよりも単位制度による授業を更に充実させることがより目的に沿う場合もあると考えられることによる。このように授業による教育の比重が高い修士課程については、専攻分野によっては、通信教育により十分な教育効果を得ることが可能であると考えられる。しかしながら、博士課程においては、研究課題に即した研究指導と学生自身の自発的な研究活動が中心であるため、通信教育により十分な教育効果が得られるか否かについては、慎重な検討が必要である。

したがって、通信教育の開設は、当面、授業による教育の比重が高い修士課程について認めることとし、博士課程については、今後、修士課程の開設・運営状況、実績等を見ながら判断することが適切である。

### (3) 通信教育を行い得る専攻分野

大学院は、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を行うことができるものとする。

#### (説明)

大学院における通信教育は、一般的には職業人養成や社会人の生涯学習ニーズへの対応を目的とするものについて開設のニーズが高いと想定されるが、それだけに限らず、通信教育により教育研究を行うことが適切な分野について広く開設を認めることが適当である。

また、一方、大学院における通信教育は、現在行われている大学の通信教育と同様に、印刷教材や放送による学修指導を主とし、これに面接授業を適宜組み合わせて行われるものであり、当該専攻分野の教育について、このような教育方法により、十分な教育上の効果を期待し得るものでなければならない。

このような観点から、設置基準上は、通信教育を行う専攻分野を限定せず、十分な教育効果を得られる専攻分野についてこれを認めることとし、設置認可の段階で個々具体的な教育分野、通信による教育方法等を総合的に勘案して適否の判断を行うことが適当である。なお、特に、理工系の中でも実験を必要とする分野など、通信教育によって十分な教育効果を上げることが困難と考えられる分野については、慎重な判断が必要である。

### (4) 入学者選抜

各大学院の理念・目標に応じて適切に選抜を実施することが必要である。

(説明)

大学院における入学者選抜は、各大学院の理念・目標や、専門分野等の特性に応じ、それぞれの大学院教育を受けるにふさわしい能力・適性等を備えた者を適切に選抜するために実施されているものであり、各大学院の自主性に基づいて、それぞれの責任により、公正かつ妥当な方法で実施されることが必要である。その際、社会人の大学院レベルの生涯学習ニーズが高いことを踏まえると、社会人のために入学定員の枠を別に設けたり、これまでの様々な業績等を評価するなどの配慮・工夫を行うことが望ましい。

(5) 教育方法

- 1 通信制の大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。
- 2 授業については、大学の通信教育と同様に、「印刷教材による授業」、「放送授業」、若しくは「面接授業」のいずれかにより、又は、これらの併用により行うものとする。
- 3 研究指導については、専攻分野に応じて、各大学院の判断により、直接の対面指導の機会を設けることが望ましい。
- 4 「印刷教材による授業」及び「放送授業」の実施に当たっては、添削等による通信指導（以下「通信指導」という。）を適宜加えて行うものとする。

(説明)

- i) 教育方法については、通学制の大学院と同様に、授業科目の授業と研究指導によって行うことが適当である。
- ii) 授業については、大学の通信教育の場合と同様に「印刷教材による授業」「放送授業」「面接授業」の三つの授業方法を適切に組み合わせることにより当該専攻分野の教育を効果的に実施する必要がある。この点については、近年の著しい情報通信技術の進展により、CD-ROM等の新しい教材の利用や、パソコンやインターネットを利用した授業の実施などマルチメディアの活用により教育効果を高める様々な工夫が可能となっていることを踏まえ、現在本審議会マルチメディア教育部会において、大学設置基準第25条（授業の方法）及び大学通信教育設置基準第3条（授業の方法等）の規定の整備の検討が行われているところである。通信制の大学院においても、同部会の検討結果を踏まえ、各大学院が適切と認める場合には積極的にその活用を図ることができるようになることが適当である。

- iii) 研究指導の方法については、現在の大学院設置基準においても特段の規定はなく、通信制の大学院についても設置基準上特段の限定を設ける必要はないと考える。ただし、各大学院は、30単位の授業においては教員の学生に対する直接指導が少ないことを踏まえ、研究指導に当たっては、学生に対する丁寧な個別の指導が行われるように努める必要がある。その際、教員から学生への直接の対面指導は、教員の思考の在り方や人格的な影響を受ける貴重な機会でもあることから、専攻分野に応じて、各大学院の判断により、研究指導の中で、直接の対面指導の機会を設けることが望ましい。
- iv) 修士論文の審査においては、教員と学生との対面による口頭試問を実施することが必要である。
- v) このほか、教育研究指導の充実を図るため、学生同士や学生と教員が教育研究について語りあう時間を確保したり、オフィス・アワーを設けるなどの配慮を行うことも望まれる。

#### (6) 修了要件

課程の修了要件は、現行の大学院設置基準第16条の定めるところによるものとする。

#### (参考) 大学院設置基準

第16条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、当該修士課程の目的に応じ、適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもつて修士論文の審査に代えることができる。

#### (説明)

- i) 現在の大学通信教育においては、原則として、卒業要件124単位のうち30単位以上は面接授業により修得することとされている。しかしながら、通信制の大学院においては、(1)授業による単位の修得の他に、修士論文作成あるいは特定課題研究に関して研究指導が行われることとされており、ここで丁寧な個別指導も行われること、(2)学生は、通常、大学学部卒業者であり、かつ社会人としての経験を有するものも多くなることが予想されることなどから、通信制の大学学部とは異なり、制度上は、面接授業を卒業の要件として義務付けないこととするのが適当である。

- ii) 大学院設置基準においては、修士課程の修了要件の一つとして修士論文の審査に合格することを基本としつつ、「当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもつて修士論文の審査に代えることができる。」（第16条第2項）こととされている。通信制の大学院においても、特に、高度専門職業人の養成を主目的とする修士課程における修士論文の扱いについては、その教育方法との関連及び修士の水準の維持という観点も考慮しながら、大学院の判断において上記の特例を活用することが考えられてよい。

#### （7）教員数と収容定員

- 1 通信教育を行う大学院には、現行の大学院設置基準第8条、第9条に従って、必要な教員を置くものとする。
- 2 収容定員は、現行の大学院設置基準第10条を踏まえ、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。
- 3 昼間又は夜間において授業を行う大学院が通信教育を併せ行う場合には、通信教育を行う専攻ごとに、大学院設置基準第9条に規定する教員を、教育に支障のないよう必要数増加するものとする。

#### （参考）大学院設置基準

第8条 大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育研究上必要な教員を置くものとする。

- 2 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。

第9条 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、必要数置くものとする。

一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者

イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者

ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者

ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者

ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

※第二号省略

第10条 収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を

総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。

(説明)

- i) 通信教育を行う大学院は、現行の大学院設置基準の考え方に従って、教育研究、研究指導に必要な教員組織を置くこととし、学部、研究所等の教員、大学院の専任教員がこれに当たることとする。
- ii) 収容定員については、現在の大学通信教育において、専任教員数に対する収容定員が通学制の大学に比して多いことから、通信制の大学院における収容定員についても、通学制の場合よりは多くなるものと考えられるが、一方、通信制の大学院の場合は、(5)で述べたように個別の研究指導が必要とされることも勘案して、教員数に対して適切な収容定員を設定することが必要である。
- iii) 昼間又は夜間において授業を行う大学院が、通信教育を併せ行う場合には、昼間又は夜間の課程の教員が兼ねることが可能であるが、通信教育の実施に伴う教員の教育上の負担の増加に応じた教員の増員が必要である。この場合の増加すべき教員数については、大学院設置基準第10条によって設定される収容定員に基づき、大学院設置基準第9条に規定する教員を、専攻ごとに必要数増加することにより、適切な教育研究体制を整備することが必要である。

(8) 校舎等の施設・設備

- 1 通信教育を行う大学院は、大学院設置基準第19条から第22条により、講義室、研究室等を有するほか、特に通信指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。
- 2 昼間又は夜間において授業を行う大学院が通信教育を併せ行う場合には、当該通信教育の学生の教育研究に支障を生じないように必要な施設・設備等を充実するよう努めるものとする。

(説明)

- i) 通信教育を行う大学院においては、大学院設置基準第19条から第22条に定める講義室、研究室等を有するほか、通信教育に特有の施設として、通信指導、教材の保管、発送等の施設を整備する必要がある。また、近年、技術の進展が著しいマルチメディア技術を活用することも教育研究指導の充実を図る上で有効と考えられるところであり、施設・設備の充実に当たっては、教育研究のための情報通信機器等の整備についても配慮がなされることが望

まれる。

- ii) 昼間又は夜間において授業を行う大学院が通信教育を併せ行う場合には、昼間又は夜間の課程の施設・設備等を兼用することが可能であるが、当該通信教育の学生の教育研究に支障を生じないように必要な施設・設備等を充実するよう努めることが適当である。

#### (9) 通信指導のための組織等

大学院は、通信指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。

#### (説明)

学生の学習を助け、促すために、通信指導や教育相談等を円滑に処理することができるよう担当教員の指導のもとに適任者を配置し、又は適当な組織を設ける等、各大学の実情に応じて適切な措置を講ずるものとする。その際、パソコンやインターネットを利用した授業をはじめ、マルチメディア技術を活用して授業を行う場合などにおいては、当該システムの管理運営等を行う者が配置されることが望ましい。

#### (10) 教育研究水準の維持向上方策

- 1 大学院は、通信教育についても、自己点検及び評価を行うことに努めることが必要である。
- 2 なお、教育研究水準の維持向上のために、相互評価の導入など評価活動の工夫が行われることが望ましい。

#### (説明)

- i) 通信教育を行う大学院は、通学制の大学院と同様に、大学院設置基準第1条の2に定めるところにより、教育研究水準の向上を図り、当該大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、不断の自己点検及び評価に努めることが必要である。
- ii) 大学院については、平成8年10月の本審議会報告「大学院の教育研究の質的向上に関する審議のまとめ」においても、相互評価の導入など評価方法の工夫について提言したところであるが、通信教育を行う場合も、同様に適切な評価活動を通して教育研究水準の維持向上に努めることが望ましい。

#### (11) 大学院設置基準の適用

上記(2)～(10)のほか、通信教育を行う大学院の設置又は大学院にお

ける通信教育の開設に関する事項については、大学院設置基準の定めるところによるものとする。

## 「遠隔授業」の大学設置基準における取扱い等について(平成9年12月18日 大学審議会答申)

本審議会は、昭和62年10月29日、文部大臣から、「大学等における教育研究の高度化、個性化及び活性化等のための具体的方策について」諮問を受けて以来、多岐にわたる高等教育改革の課題について調査審議を進めている。

現在、情報通信技術の急速な進展により、我が国や世界各国において高度情報通信社会の進展に向けた様々な取組が活発になっているが、高等教育分野も例外ではなく、各大学等の教育研究にマルチメディアを活用する取組が様々な形で広がってきている。

このような状況を踏まえ、本審議会は、平成7年9月に公表した「大学教育部会における審議の概要」及び平成8年10月の「大学院の教育研究の質的向上に関する審議のまとめ」の報告において、マルチメディアを活用した教育研究に関して、設置基準上の問題などについて今後検討すべきである旨の提言を行った。また、文部省に設けられた「マルチメディアを活用した21世紀の高等教育の在り方に関する懇談会」が、平成8年7月に取りまとめた報告の中でも、高等教育におけるマルチメディア活用に伴う制度面の見直しについては、大学審議会における速やかな検討を期待する旨の提言が行われた。

これらの提言を踏まえ、マルチメディアを活用した遠隔授業などの教育の在り方に関し、設置基準などの制度的位置付けや実施上の留意事項について検討を行うため、平成8年12月にマルチメディア教育部会を設置し、・高等教育機関における遠隔授業の設置基準上の取扱い、・リフレッシュ教育における遠隔授業の取扱い、・通信制の高等教育機関における授業方法等、・その他関連する事項、の四つの観点から、関係者からのヒアリングを実施するなど専門的かつ慎重な審議を重ね、平成9年9月30日には同部会における審議の概要を総会に報告して公表した。

本審議会はその結果に基づき、さらに総会で審議を行い、このたび、「遠隔授業」の大学設置基準等における取扱いについて結論を得たので、逐次答申の要請に応じ、ここに答申を行うものである。

### 1 「遠隔授業」の大学設置基準における取扱い等について

#### 1 高等教育におけるマルチメディア活用の展望と課題

今日、高等教育を取り巻く状況は、高等教育の大衆化、学術研究の高度化、国際化・情報化の進行などの社会・経済の変化、生涯学習ニーズの高まりなど、大きく変化している。

中でも、近年の情報通信技術の進展はめざましく、我が国や世界各国において高度情報通信社会の実現に向けた様々な取組が活発になっている。高等教育の分野においても、遠隔地にあるキャンパスを衛星通信や光ファイバーなどで結び、テレビ会議システムを活用して合同授業やシンポジウムを実施したり、ネットワークを活用した情報収集や電子図書館システムの整備、インターネット上でのホームページの開設が進むなど、多様な通信メディアを高度に活用した教育研究の取組が様々な形で広がってきている。

このような情報通信技術の発展は、従来の高等教育の教育形態の概念に大きな影響を与えている。歴史をさかのぼれば、昭和22年に大学通信教育が学校教育法において制度化され、同25年に印刷教材を中心とした通信添削型の通信教育が正規の大学教育として認可されたのが、高等教育における「遠隔教育」の始まりであり、これに続いて、次々と通信教育が開設された。その後、昭和58年には放送大学が設置され、これにより、放送メディアを活用した新たな形態の「遠隔教育」が生まれた。こうして「遠隔教育」は通信制の高等教育機関において実施されてきたが、近年の情報通信技術の発展により、遠隔地間を結ぶテレビ会議式の授業という形で、通学制の高等教育機関においても「遠隔教育」を行うことが技術的に可能となっているのである。将来的には、マルチメディアの一層の進展により、通学制と通信制との境界を明確に分け難くなり、情報通信ネットワーク上でのみ授業を行う、いわゆる「ヴァーチャル・ユニバーシティ」といった全く新しい形態が出てくることも考えられる。

マルチメディアをはじめとする情報通信技術の活用は、高等教育の充実に新たな可能性を開くものとして大きな効果を期待できるものであり、それが高等教育機関において円滑に実施されるための条件整備を積極的に図っていくことが求められている。本部会では、このような観点から、情報通信技術の進展と高等教育の将来像を視野に入れつつ、当面予想される形態であるマルチメディアを活用して隔地間で行われるテレビ会議式の遠隔授業（以下、単に「テレビ会議式の遠隔授業」という。）に係る制度上の問題、特に設置基準上の位置付けの問題を中心に検討を行った。

なお、高等教育におけるマルチメディアの活用については、今後とも、高等教育の一層の充実に図るとの視点に立ち、関連技術の進展や各高等教育機関における活用の状況等を踏まえつつ、その活用の在り方や制度上の諸問題について、随時適切な見直し等を行っていく必要がある。

## 2 マルチメディアの授業への活用の状況

情報通信技術の進展に伴い、マルチメディアを授業等に積極的に活用する大学が出てきている。例えば、光ファイバー通信によるマルチメディアネットワ

ークシステムによって、二つの離れたキャンパス間を双方向接続して授業を行っている大学や、企業や社会教育施設などに向けて公開講座を実施している大学がある。

また、マイクロウェーブ回線を利用して画像情報ネットワークシステムを構築し、複数の離れたキャンパス間を結んで、遠隔地間での授業の実施や教育研究活動、管理運営上の情報交換等に活用している大学もある。

さらに、マルチメディアの活用は国内にとどまらず、複数の外国の大学と協定を結び、その協定大学との間で双方向授業を実施している大学院もある。

国の事業としても、平成8年度からは、大学共同利用機関であるメディア教育開発センターを中心として大学等の間を衛星通信回線で結ぶ、衛星通信大学間ネットワーク構築事業（スペース・コラボレーション・システム事業）が開始され、連合大学院や分散キャンパスにおける交換授業、研究指導などに活用されて効果をあげている。平成9年度からは、私立大学ジョイント・サテライト事業が創設され、同様の事業が進められている。今後、これらの事業の活用により、国公私立大学等のネットワークの拡大が進み、大学間教育及び研究交流の充実に寄与することが期待される。

通信制の大学においても、新しい取組が見られる。例えば、現在関東地方を中心に放送授業を実施している放送大学において、通信衛星（CS）デジタル放送を利用した全国放送の開始に向け準備が進められているほか、衛星通信とISDN通信回線を結んだ独自の教育メディアを活用して、パソコン映像等により、教員の授業を各地の教室に配信するとともに、電話等を通じて学生からの質問等にも対応できるよう配慮した形態での放送授業を実施する通信制の大学も出てきている。

情報通信技術は今後ますます進展すると考えられるが、それに伴って、テレビ会議式の遠隔授業の活用をはじめ、我が国の高等教育における通信メディアの高度利用は一層進むものと考えられる。

### 3 マルチメディアの活用に期待される効果

通学制の大学においては、テレビ会議式の遠隔授業の実施により、次のような効果を期待することができる。

1. 地理的・時間的制約等から特定のキャンパスに通うことが困難な者に対する学習機会の提供が可能となり、高等教育機会の拡充に資するとともに、柔軟な学習形態の実施が可能となる。
2. 教員も学生も、キャンパスを移動することなく、大学相互間での合同授業などを実施できるため、大学間での単位互換が促進され、各大学がそれぞれの特色を生かしつつ教育内容の充実に図ることができ、学生の学習の選

択肢が増える。

3. 大学等間の教育研究情報の交換や、教員・学生の交流が促進されることにより、各大学等が有する知的資源の共有化が進み、大学等の教育研究水準の向上が期待できる。
4. 地方公共団体や産業界と連携することにより、地域に開かれた教育が推進できる。
5. 海外の大学等との教育交流が活発になり、国際的な視野を持つ人材育成に資する。

また、通信制の大学においては、衛星通信を利用した放送大学の全国化により高等教育機会の一層の拡充が進むほか、パソコン利用等により部分的に双方向性を備えた新たな放送授業の可能性が開ける、従来の印刷教材に加えてCD-ROM やインターネットなどを利用したマルチメディア教材の活用により教材の幅が広がる等のメリットが考えられる。

このように、マルチメディアの活用は、従来の方式による授業ではあげることのできなかつた教育効果を期待できるものであり、高等教育の一層の充実を図る観点からも、その活用について積極的な位置付けを考慮することが適当である。

#### 4 設置基準上の位置付け

以上述べた高等教育機関におけるマルチメディアの活用の状況及び期待される効果を踏まえつつ、テレビ会議式の遠隔授業の位置付け等についての考え方を以下に示した。

各大学等において、それぞれの特質や実情に応じて、その効果的な活用に取り組んでいくことが期待される。

以下、大学における取扱いを中心に述べるが、特段の記述がない事項については、大学院、短期大学、高等専門学校についても同様の取扱いとすることが適当である。

##### (1) 通学制の高等教育機関における「遠隔授業」の位置付け

###### 1. 基本的な考え方

高等教育機関における授業の方法については、例えば通学制の大学の場合には、大学設置基準第25条において、「授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。」と定められている。大学設置基準上、こうした授業は、直接の対面授業により行われることを想定しており、テレビ会議式の遠隔授業によって実施する際の取

扱いは明確ではない。このため、現状では、テレビ会議式の遠隔授業を実施する大学等からの要請を踏まえ、実態等を勘案しつつ個別かつ暫定的にこれを授業方法として認める取扱いがなされている。

今後、このような授業の効果的な活用を図っていくためには、一定の要件を満たす「遠隔授業」（以下に示す a～c の要件を満たしたテレビ会議式の遠隔授業をいう。以下同じ。）の取扱いについて設置基準上明確にするとともに、「遠隔授業」が直接の対面授業に近い環境で行われ、直接の対面授業と同様に取り扱うことが望ましいものとなるために配慮すべき事項等を示しておくことが適当である。

## 2. 「遠隔授業」の実施形態

大学等における直接の対面授業においては、教員は授業中、学生の反応等を見ながら授業を展開し、また、学生は授業時間中に必要に応じ教員に質問等を行うことが可能である。また、個々の学生に対して個別に指導を行うことも可能である。さらに、直接の対面授業は、当該教室等における学生間の交流等を通じて学生の学習に対する意識を高め、興味関心を喚起し、学習意欲を高めるなどの効果を持つものである。

テレビ会議式の遠隔授業も、一定の要件の下に行われる場合には、上に述べたような直接の対面授業が有する教育上の効果を十分確保することが可能である。したがって、大学設置基準において、大学は、一定の要件を満たす場合には、大学設置基準第25条に定める授業を隔地間で行うことができる旨を定めて設置基準上の位置付けを明確にし、各大学が適切と認める場合には積極的にその活用を図ることができるようにすることが適当である。

すなわち、大学設置基準において、直接の対面授業と並んで実施可能とする「遠隔授業」は、具体的には次の要件をすべて満たすものとすることが適当である。

- a. 現行の大学設置基準第25条の授業を、隔地の教室、研究室又はこれに準ずる場所において同時に行うものであること。（同一校舎内の複数の教室間を結んで行う場合や、送信側には教員のみがいて学生がいない場合も含む。）
- b. 多様な通信メディアを利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的かつ双方向に扱うことができる状態で行われるものであること。
- c. 大学において、直接の対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

## 3. 「遠隔授業」を実施する際に配慮すべき事項

「遠隔授業」を実施するに当たっては、直接の対面授業に近い環境において行うことが必要であり、各大学等においては、以下のような事項について配慮することが望ましい。

- a. 授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
- b. 学生の教員に対する質問の機会を確保すること。
- c. 画面では黒板の文字が見つらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ学生にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
- d. 「遠隔授業」の受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。必ずしも、受信側の教室に教員を配置する必要はないが、必要に応じてティーチング・アシスタント（TA）を配置することも有効である。
- e. メディアを活用することにより、一度に多くの学生を対象にして授業を行うことが可能となるが、受講者数が過度に多くならないようにすること。

#### 4. 卒業の要件として修得すべき単位数の取扱い

「遠隔授業」は、・に示した適正な教育上の配慮の下に行われれば、直接の対面授業に相当する教育効果が見込まれるが、現時点では、まだ実績が少なく、教育効果の問題等について未知数な面がある。したがって、学生の卒業の要件として修得すべき単位数のうち「遠隔授業」によって修得する単位数については慎重な取扱いをすることとし、当面、一定の制限を設けることが適当である。

したがって、大学学部の学生については、大学設置基準第32条に規定する卒業の要件として修得すべき最低限の単位数である124単位のうち、「遠隔授業」によって修得することのできる単位数は、当面、30単位を超えないものとするのが適当である。なお、各大学において、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合は、直接の対面授業によって94単位以上の修得がなされていれば、「遠隔授業」によって修得する単位数については、30単位を超えることもできることとするのが適当である。

(参考) 大学設置基準

第32条 卒業の要件は、大学に4年以上在学し、124単位以上を修得することとする。

※第2項以下省略

なお、単位互換制度（大学設置基準第28条）の活用等により、複数大学間

で「遠隔授業」を行う場合、卒業の要件として修得すべき124単位に含めることができるのは、自大学における「遠隔授業」の履修によって修得した単位数と、他大学との間の「遠隔授業」によって修得した単位数とを併せて30単位までとなる。例えば、A大学の学生が、「遠隔授業」により、B大学の単位を10単位修得した場合、A大学内の「遠隔授業」の履修によって修得する単位のうち、卒業の要件として修得すべき124単位に含めることができる単位数は20単位までということになる。

#### (参考) 大学設置基準

第28条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

#### ※第2項省略

大学院については、修了の要件として修得すべき単位数は30単位以上と限定的であり、かつ学部段階と異なり、研究指導や論文作成等の過程において個別指導が行われることなどを考慮すると、「遠隔授業」によって修得する単位数について一定の制限を設けることはせず、各大学院の取扱いにゆだねることが適当である。

#### 5. 社会人を対象とするリフレッシュ教育における「遠隔授業」の活用

現在、大学等においては、社会人が、生涯にわたり最新かつ高度の知識・技術を習得することを目的とする教育（リフレッシュ教育）が推進されており、社会人を対象とする特別選抜の実施や、夜間大学院、昼夜開講制の実施などの取組が進んでいる。

また、科目等履修生制度は、大学等におけるフルタイムの学習が難しい社会人等に対して、パートタイムで高等教育を受ける機会を提供している。このほかに、公開講座の開催も行われている。

既に、このような社会人を対象とするリフレッシュ教育においても、例えば、大学が衛星通信等により、企業や社会教育施設に対して公開講座等を送信する取組などが始まっている。このような取組は、時間的制約の多い社会人にとって、職場にしながら学習することが可能になること、社員研修のニーズにも合致することから、高い潜在的ニーズが見込まれる。また、地理的制約などから通学に困難を伴う人々にとって、社会教育施設その他地域の身近な場所で大学の授業を受けられることは大きなメリットとなる。

このような時間的・地理的制約を超えたりフレッシュ教育の取組を一層進めていくためには、広く社会人の単位修得の途を開き、学習意欲を高めることが望ましい。したがって、社会人が、大学等の科目等履修生として、企業の会議室等の職場や住居に近い場所において「遠隔授業」を受講する場合にも、(1)・aの「これに準ずる場所」における授業として、当該大学等の単位を授与できることとすることが適当である。

## (2) 通信制の高等教育機関における授業の方法等の考え方

従来、通信教育は、時間的・地理的制約を持つ学生に対し、様々な形で高等教育の機会を提供してきた。近年、パソコンやインターネットの普及、光ファイバー網の整備など情報通信基盤の整備は急速に進んでおり、今後、これらの多様な通信メディアを活用した新たな形態の通信教育の開発が一層進むものと期待される。

### 1. 通信教育における授業の方法

通信教育における授業の方法について、現行の大学通信教育設置基準では、印刷教材を送付若しくは指定し、主としてこれによって学修させる「印刷教材による授業」、主として放送その他これに準ずるものの視聴によって学修させる「放送授業」、現行の大学設置基準第25条の方法によって教員と学生が直接に対面して行う「面接授業」の三つの方法を規定している。

### (参考) 大学通信教育設置基準

第3条 授業は、印刷教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下、「印刷教材による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）若しくは大学設置基準第25条の方法による授業（以下「面接授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

※第2項省略

### 大学設置基準

第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

#### a. 「印刷教材による授業」

近年、情報通信技術の進展に伴い、従来の印刷教材の文字や写真を記憶させたCD-ROM等の電子出版による教材が身近なものとなってきている。このような電子出版による教材は、従来の印刷教材と同等又はそれ以

上の学習効果が期待できるものであり、今後、このような形態による教材の提供が進行していくものと考えられる。

現行の大学通信教育設置基準における「印刷教材による授業」の規定においては、「印刷教材」の中にこのような電子出版を含むか否かが文言上必ずしも明確でないので、電子出版も含むよう規定を整備することが適当である。

#### b. 「放送授業」

「放送授業」については、現行の大学通信教育設置基準の制定当時は、テレビ・ラジオ放送を利用して行われる放送大学の授業のみを想定していたと考えられるが、現在では、放送大学以外にも、衛星通信と ISDN 通信回線を結んだ独自の教育メディアを活用して、パソコン映像等により、教員の授業を各地の教室に配信するとともに、電話等を通じて学生からの質問等にも対応できるよう配慮した形態での放送授業を実施する通信制の大学が出てきている。また、将来的には、パソコンやインターネットの普及により、それらを利用して教員の授業を配信する新しい授業形態も出てくるものと思われる。このような授業形態についても、「放送授業」の一つの形態として取り扱うことが適当であると考えられる。なお、教員の授業を記憶させた CD-ROM や DVD 等のパッケージ型メディアの視聴により学習させる場合にも、これを「放送授業」として取り扱うことが適当である。

#### c. 「面接授業」

「面接授業」については、従来の大学設置基準第 25 条に規定する直接の対面授業のほか、大学設置基準に新たに位置付けられることとなる「遠隔授業」についても、「面接授業」の一つの形態として認めることとするのが適当である。

## 2. 卒業の要件として修得すべき単位数の取扱い

#### a. 「面接授業」の単位数の取扱い

現行の大学通信教育設置基準においては、卒業要件として修得すべき最低限の単位数である 124 単位のうち 30 単位以上は、「面接授業」により修得するものとされている。また、この「面接授業」により修得すべき 30 単位のうち 10 単位までは「放送授業」で代替することが可能となっている。

「面接授業」の 30 単位以上の修得を卒業の要件とするものの妥当性については、学生の多様性や通信教育の方法の進展を踏まえると一律に卒業要件とする必要はないのではないかといった意見がある反面、教員・学生

間の触れ合いといった点でその重要性は高いとの意見など、様々な意見がある。

情報通信技術の進展に伴い、通信制の大学における授業方法も、従来の「印刷教材による授業」を中心とした形態だけでなく多様なメディアを利用して行われるようになり、学生の学習効果をより高める工夫がなされてきている。しかしながら、現段階においては、「面接授業」は、直接の対面授業による方法でなければ十分な学習効果が期待できない科目への対応や、教員と学生の触れ合い、学生間の交流による人間形成といった面において他の授業方法では代替しがたい効果を有するものであり、通信制の大学の学部については、当面、現行どおりとすることが適当である。

一方、通信制の大学の学生の実態を見ると、学生の学習歴、年齢構成などは多様であり、卒業の要件としての「面接授業」の取扱いについては、多様な学生の学習歴等を踏まえた取扱いも考慮されてよいと考えられる。即ち、現行大学通信教育設置基準上は、通信制の大学の学生が、当該大学に入学する前に修得した単位や他大学との単位互換により修得した単位のうち、「面接授業」によるものについては、大学の定めるところにより、当該大学の「面接授業」として取り扱うことも可能である。したがって、各大学においては、多様な学生の学習歴等を考慮して、このような取扱いを適切に活用し、学生に対して過重な負担をかけることのないよう配慮することが望ましい。

#### b. 「遠隔授業」の単位数の取扱い

通学制の大学における「遠隔授業」については、卒業の要件である124単位のうち、当、「遠隔授業」により修得できる単位は30単位を超えないものとするのが適当であるとした。このような取扱いとの均衡、現行の大学通信教育設置基準における「放送授業」の取扱い、「面接授業」の意義などを考慮すると、通信制の大学においても、卒業の要件として求められる30単位以上の「面接授業」の修得のうち、「遠隔授業」により修得した単位によることができる単位数は、当面、「放送授業」と合わせて10単位までとすることが適当である。

### 3. その他

- (1) インターネットなどの情報通信メディアの活用は、授業以外の場においても、教員や学生が、学内だけでなく、学外さらには海外の研究者等と、時間的・地理的制約を超えて交流を行うことを可能とするなど、大学等に

おける教育研究活動に大きく資することが期待されるものであり、その積極的な活用が望まれる。

- (2) 高等教育において多様な情報通信メディアを積極的かつ適切に活用し、教育内容・方法の充実を図っていくためには、設置基準等の制度的な面の適時・適切な見直しとともに、スペース・コラボレーション・システム事業などによる高等教育機関間の全国的な高度情報通信ネットワークの整備や、教材やデータベースの整備など基盤となるハード面の整備、各大学等におけるメディアを活用した教授方法の研究開発や教員研修の実施に対する支援の充実などソフト面の整備にも併せて努めていくことが重要である。
- また、メディア教育開発センターにおいても、これらの取組を積極的に支援することが必要である。

## 2 大学設置基準等の改正について

1において指摘したことを踏まえると、大学設置基準等について、次のような改正を行う必要がある。

### ○大学設置基準の改正について

#### 第一 授業の方法に関する事項

授業の方法に関する次のような規定を新設すること。

大学は、文部大臣が別に定めるところにより、大学設置基準第25条の授業を、多様な通信メディアを高度に利用して、隔地間で行うことができる。

#### 第二 卒業の要件に関する事項

卒業の要件に関する次のような規定を新設すること。

卒業の要件として修得すべき単位数124単位（医学又は歯学に関する学科にあつては188単位、獣医学に関する学科にあつては182単位）のうち、上記第一の方法による授業により修得する単位数は30単位を超えないものとする。

### ○大学通信教育設置基準の改正について

#### 第一 授業の方法に関する事項

「印刷教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業」を「印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業」に改め、「印刷教材による授業」を「印刷教材等によ

る授業」に改めること。

## 第二 卒業の要件に関する事項

卒業の要件として「面接授業」により修得することが求められる30単位のうち10単位までは、放送授業あるいは上記「○大学設置基準の改正について」の第一の方法による授業により修得した単位で代えることができる。

## ○短期大学設置基準の改正について

### 第一 授業の方法に関する事項

授業の方法に関する次のような規定を新設すること。

短期大学は、文部大臣が別に定めるところにより、短期大学設置基準第11条の授業を多様な通信メディアを高度に利用して、隔地間で行うことができる。

### 第二 卒業の要件に関する事項

卒業の要件に関する次のような規定を新設すること。

卒業の要件として修得すべき単位数のうち、上記第一の方法による授業により修得する単位数は、修業年限が2年の短期大学にあっては62単位のうち15単位、修業年限が3年の短期大学にあっては93単位のうち23単位（第19条の規定により卒業要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあっては15単位）を超えないものとする。

## ○短期大学通信教育設置基準の改正について

### 第一 授業の方法に関する事項

「印刷教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業」を「印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業」に改め、「印刷教材による授業」を「印刷教材等による授業」に改めること。

### 第二 卒業の要件に関する事項

卒業の要件に関する次のような規定を新設すること。

卒業の要件として「面接授業」により修得することが求められる単位数のうち、修業年限が2年の短期大学にあっては15単位のうち5単位、修業年限が3年の短期大学にあっては23単位のうち8単位（第19条の規定によ

り卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあっては5単位)までは、放送授業あるいは上記「○短期大学設置基準の改正について」の第一の方法による授業により修得した単位で代えることができる。

## ○高等専門学校設置基準の改正について

### 第一 授業の方法に関する事項

授業の方法に関する次のような規定を新設すること。

高等専門学校は、文部大臣が別に定めるところにより、授業を多様な通信メディアを高度に利用して、隔地間で行うことができる。

### 第二 卒業の要件に関する事項

卒業の要件に関する次のような規定を新設すること。

卒業の要件として修得すべき単位数167単位(商船に関する学科にあっては147単位)のうち、上記第一の方法による授業により修得する単位数は30単位を超えないものとする。